

令和 8 年度

流山市高齢者向け

保健・福祉サービス

ガイドブック



誰もが住み慣れた地域で自分らしく
安心して暮らせるまち

流山市

目次

市ホームページ検索方法	1
予防できる病気への備え	
高齢者のインフルエンザ予防接種	2
高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種	2
高齢者の带状疱疹予防接種	3
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	4
体の変化を早く気づくために	
各種がん検診	6
後期高齢者健康診査	7
流山市国民健康保険特定健康診査	8
その他検診	9
75歳以上の方へ	
あんま、マッサージ等施設利用の助成	11
人間ドックの利用に対する助成	12
いつまでも元気に暮らすために	
流山市ヘルスアップ教室	15
ながいき100歳体操	16
かみかみ100歳体操	16
しゃきしゃき100歳体操	17
流山みんなのフレイル予防教室	17
通所型サービス・活動C	18
ちよい通サービス（通所型サービス・活動B）	20
ちよい困サービス（訪問型サービス・活動B）	20
ちよい困サービス+（プラス）（訪問型サービス・活動D）	21
介護支援サポーター事業	21
日々を楽しむために	
老人クラブ（さわやかクラブ流山）	24
千葉県生涯大学校	24
流山市ゆうゆう大学	24
高齢者福祉センター森の倶楽部	25
敬老バス（さつき号）貸出事業	26

高齢者ふれあいの家	27
自宅での暮らしをサポート	
訪問歯科	29
高齢者給食サービス事業	29
訪問理美容サービス	30
寝具乾燥サービス	31
難聴高齢者補聴器購入費用助成	32
住宅改造費助成制度	34
緊急通報装置（消防署対応方式）	36
緊急通報装置（民間事業者対応方式）	37
高齢者等ごみ出し支援事業	39
流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援事業	41
家族介護慰労金の支給	42
家族介護用品の支給	43
おでかけサポート	
流山市高齢者免許返納一時金制度	46
流山ぐりーんバス高齢者割引制度	47
流山市高齢者外出支援サービス	48
高齢者等市内移動支援バス	50
福祉有償運送	50
長寿のお祝い・入浴サービス	
敬老祝金	53
シルバーコミュニティ銭湯	53
認知症になっても安心して暮らすために	
認知症高齢者等見守り事業（見守りシール）	54
徘徊高齢者家族支援サービス	55
認知症の方を支える家族の会（コスモスの会）	56
SOSネットワーク	57
大切な暮らしを守るために	
流山市成年後見推進センター	58
成年後見人等報酬助成	58
無理なくできる地域のお手伝い	
福祉有償運送ドライバー	61

認知症サポーター養成講座	62
民生委員・児童委員	63
働きたい気持ちをサポート	
シルバー人材センター	64
ジョブサポート流山（地域職業相談室）	64
その他	
高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）	65
移動スーパー	66
救急情報カード・救急情報セット・救助笛	66
電話番号一覧	68

市ホームページ検索方法

各制度やサービスに表示している ID（7桁の数字）

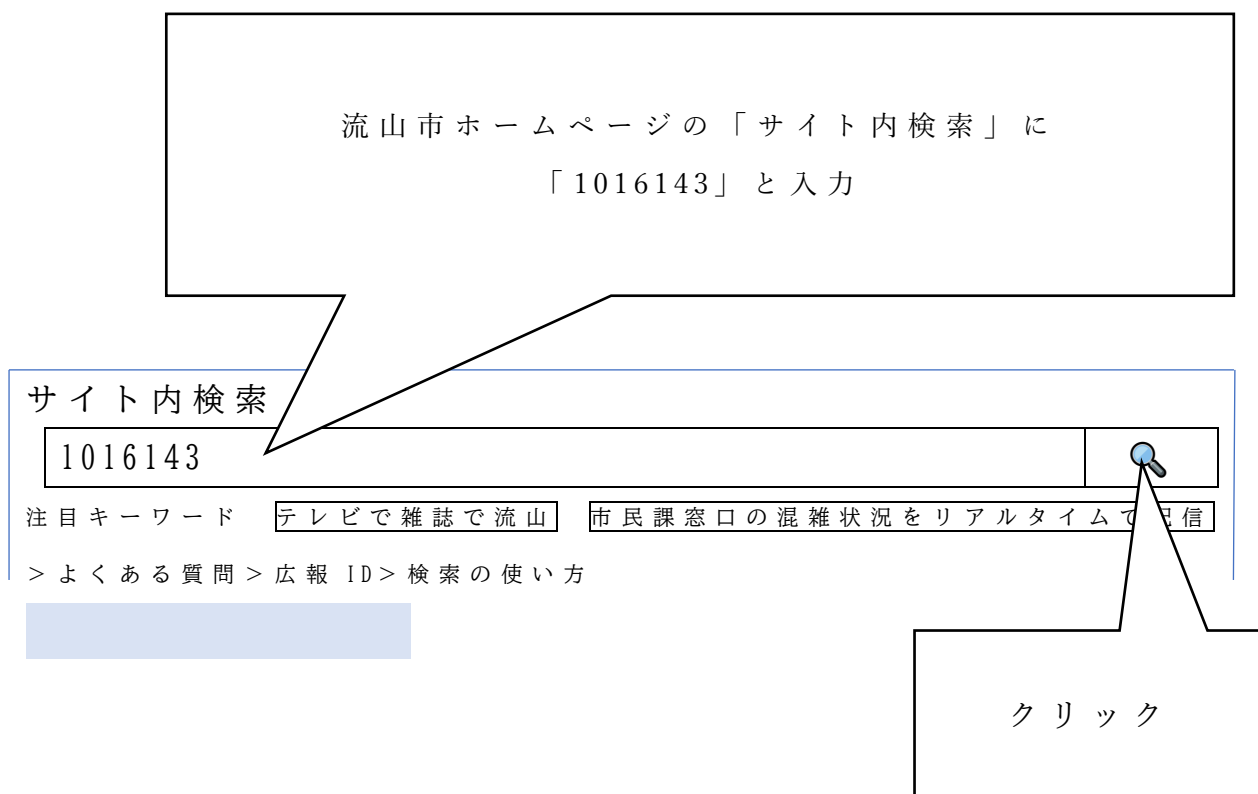
流山市のホームページの「サイト内検索」に入力し検索すると、簡単に各ページへ行くことができます。

【例】

「高齢者のインフルエンザ予防接種」のページを検索するとき

高齢者のインフルエンザ予防接種

ID：1016143



予防できる病気への備え

高齢者のインフルエンザ予防接種 ID:1016143

年度中に1回接種費用を助成します。

対象者：接種当日に流山市に住民登録がある満65歳以上

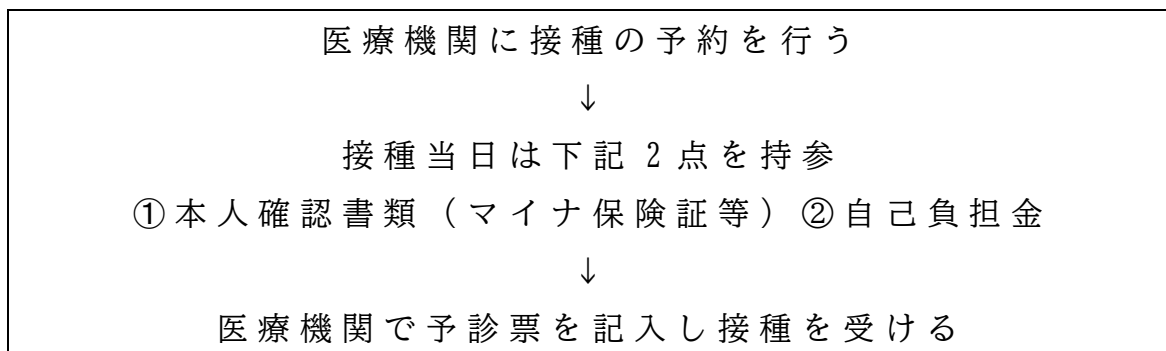
自己負担額：1,500円

（生活保護受給者の方は接種時に生活保護受給証明書を医療機関に提出すると接種費用が免除）

提供限度：年度中1回の接種

手続き内容：市内契約医療機関及び市外の一部医療機関に設置している予診票に記入の上、接種を受ける。

フロー図



注意事項

- ・市内契約医療機関以外で接種を受ける場合は、流山市と医療機関の定期予防接種契約確認後に予診票の交付申請等が必要になります。
- ・詳しくは健康増進課へお問い合わせください。

問い合わせ：健康増進課 04-7154-0331

高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種 ID:1032785

年度中に1回接種費用を助成します。

対象者：接種当日に流山市に住民登録がある満65歳以上

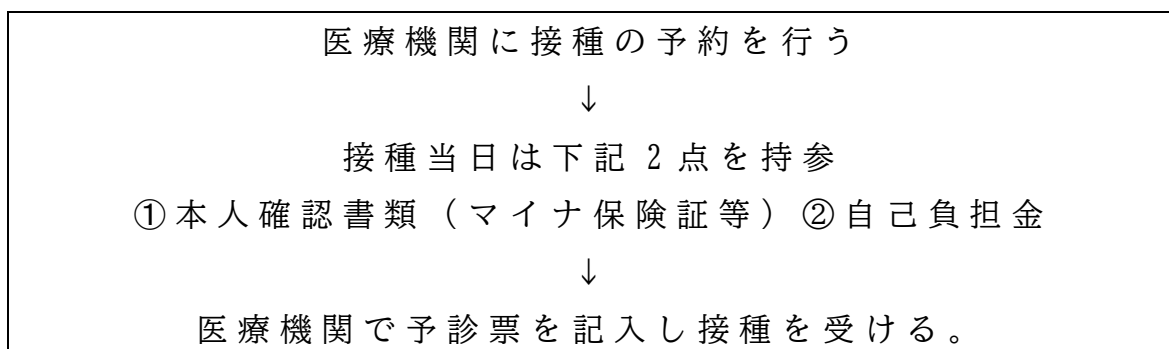
自己負担額：5,000円

※生活保護受給者の方は接種時に生活保護受給証明書を医療機関に提出すると接種費用が免除されます。

提供限度：年度中1回の接種

手続き内容：市内契約医療機関及び市外の一部医療機関に設置している予診票に記入の上接種を受ける。

フ ロ ー 図



注 意 事 項

- ・市内契約医療機関以外で接種を受ける場合は、流山市と医療機関の定期予防接種契約確認後に予診票の交付申請等が必要になります。
- ・詳しくは健康増進課へお問い合わせください。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331

高齢者の带状疱疹予防接種 ID:1048516

対象者の方は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間に生ワクチン(ビケン)は 1 回、ワクチン(シングリックス)は 2 回接種費用を助成します。

対 象 者：接種当日に流山市に住民登録がある対象年齢の方

【対象年齢 令和 9 年 4 月 1 日時点】

65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳
95 歳・100 歳

費 用：自己負担額

2 回で 15,000 円

生ワクチン(ビケン)：3,000 円

ワクチン(シングリックス)：1 回 7,500 円

※生活保護受給者の方は接種時に生活保護受給証明書を医療機関に提出すると接種費用が免除

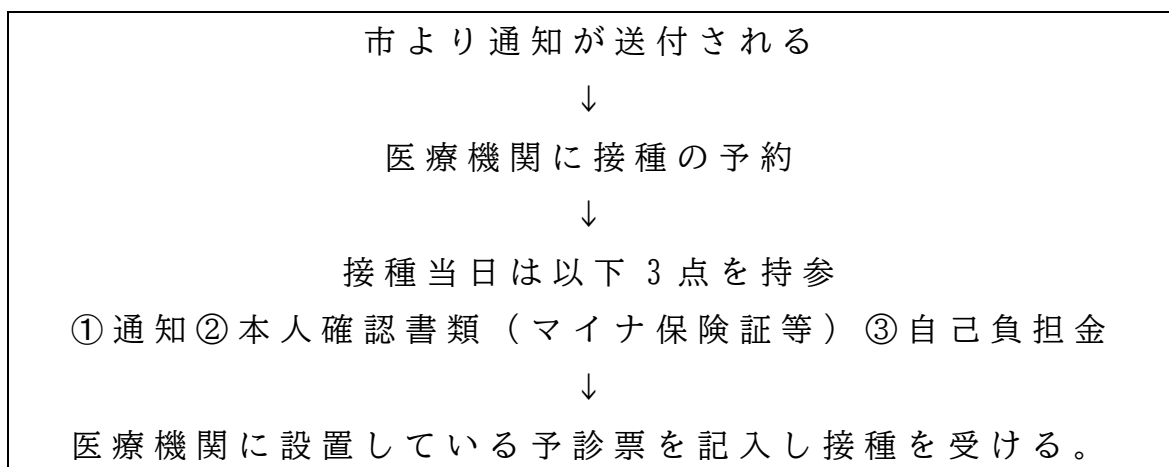
提 供 限 度：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間に

生ワクチン(ビケン)1 回

またはワクチン(シングリックス) 2 回限り

手続きの内容：市より送付された通知に掲載されている契約医療機関で接種を受ける。

フ ロ ー 図



注 意 事 項

- ・接種期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間
- ・ワクチン(シングリックス)は年度中に接種を完了する。
該当年度を過ぎると接種費用は全額自己負担となります。
- ・過去に帯状疱疹の予防接種を完了している方は対象外です。
- ・通知に掲載している医療機関以外で接種を受ける場合は、流山市と医療機関の定期予防接種契約確認が必要になります。
- ・詳しくはホームページまたは健康増進課へお問い合わせください。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種 ID:1000688

接種当日 65 歳の方に 1 回接種費用を助成します。

対 象 者：接種当日に流山市に住民登録
がある満 65 歳の方

自己負担額：4,000 円

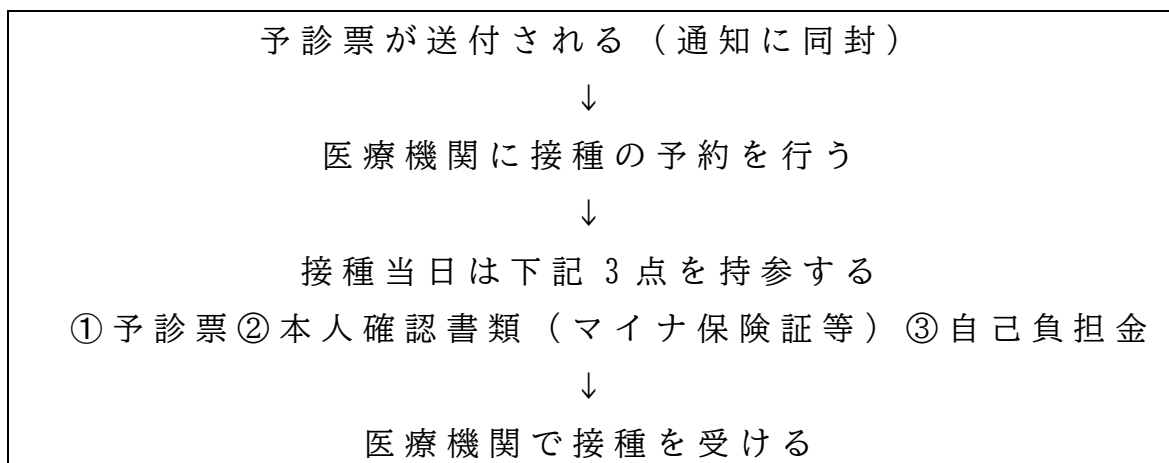
※生活保護受給者の方は接種時に
生活保護受給証明書を医療機関に
提出すると接種費用が免除

提 供 限 度：65 歳の間に 1 回

手続きの内容：市より送付された通知に掲載されている契約医療機関で接種を受ける。



フ ロ ー 図



注 意 事 項

- ・ 接種できる期間は 65 歳の間のみ
- ・ 過去に肺炎球菌の予防接種を受けた事がある方は対象外です。
- ・ 市内契約医療機関以外で接種を受ける場合は、流山市と医療機関の定期予防接種契約確認後に予診票の交付申請等が必要になります。
- ・ 詳しくはホームページまたは健康増進課へお問い合わせください。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331



体の変化を早く気づくために

各種がん検診 ID : 1000667

健康増進法に基づき各種がん検診を実施します。

対 象 者：各年齢に該当する市民

- ・胃がん検診 X線検査（集団）：40歳以上
- ・胃がん検診内視鏡検査（個別）：50歳以上
- ・子宮がん検診（集団・個別）：20歳以上（女性）
- ・乳がん検診超音波検査（集団）：30～39歳（女性）
- ・乳がん検診マンモグラフィ検査（個別）：40～49歳（女性）
- ・乳がん検診マンモグラフィ検査（集団）：50歳以上（女性）
- ・結核・肺がん検診（集団）：40歳以上
- ・大腸がん検診（個別）：40歳以上

費 用：各検診には自己負担額が発生します。

- ・胃がん検診 X線検査（集団）：400円
- ・胃がん検診内視鏡検査（個別）：3,000円
- ・結核・肺がん検診（集団）：無料
- ・大腸がん検診（個別）：500円
- ・子宮がん検診（集団）：400円
- ・子宮がん検診（個別）：頸部 800円
体部 500円
- ・乳がん検診超音波検査（集団）：400円
- ・乳がん検診マンモグラフィ検査（個別）：700円
- ・乳がん検診マンモグラフィ検査（集団）：400円

【自己負担金免除の方】

- ・70歳以上の方
- ・70歳未満の方で後期高齢者医療制度の被保険者の方
- ・世帯全員が市民税非課税の方（当該年度の課税状況）
- ・生活保護の方

提 供 限 度：胃がん検診内視鏡と乳がん検診マンモグラフィ検査
のみ2年に1回、それ以外は年に1回

手続き内容

- ・保健センター窓口、流山市ホームページ※1、郵送※2から手続きができます。

- ・各がん検診により対象年齢や実施頻度（毎年・隔年）が異なりますので、ご確認の上お申し込みください。※3

※1：「流山市 がん検診」で検索できます。

※2：郵送の際は、「①住所②氏名（ふりがな・性別）③生年月日④電話番号⑤希望する検診の種類」を明記し保健センター宛てに郵送してください。

※3：毎年受診している方は、申し込み不要です。2回連続して受診されなかった場合は、再度の申し込みが必要です。

フロー図

申込み→予約→検診→結果通知

※検診実施時期により予約可能期間が異なります。

お手元に受診券が届きましたら予約が可能です。

注意事項

- ・自覚症状がある方や治療中の方は、検診ではなく、医療機関を受診してください。

- ・子宮がん検診（個別）は申し込み不要のため、契約医療機関へ直接予約してください。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331

後期高齢者健康診査 ID:1000678

問診・診察・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査の受診
対象者：実施期間中に千葉県後期高齢者医療制度に加入している方

費用：無料

提供限度：年に1回

手続き内容

- ・申し込み不要（毎年6月上旬に受診券送付予定）

受診券が届いたら、契約医療機関にご確認ください。

- ・転入された方で受診希望の場合は問合せください。

注 意 事 項

- ・ 年度中に健診もしくは人間ドックまたは脳ドックを複数回受診することはできません。
- ・ 実施期間は 6 月 15 日～9 月 30 日です。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331

流山市国民健康保険特定健康診査 ID:1000678

問診・診察・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査の受診
対 象 者：40～75 歳未満で、流山市国民健康保険に加入して
いる方

※令和 8 年度に人間ドック・脳ドックを受診または受診予定の方は除く

費 用：65 歳以上の方は無料、65 歳未満の方は 1,000 円

提 供 限 度：年に 1 回

手続きの内容：申し込み不要（毎年 6 月上旬に受診券送付予定）
受診券が届いたら、受診について契約医療機関にご確認ください。

注 意 事 項

- ・ 被保険者の資格がなくなった時には、受診できません。
- ・ 年度中に健診もしくは人間ドックまたは脳ドックを複数回受診することはできません。
- ・ 実施期間は 6 月 15 日～9 月 30 日です。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331

ID:【歯周病検診】 1000676

【肝炎ウイルス検診】 1000679

【骨粗しょう症検診】 1000677

その他の検診

(歯周病検診・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診)

健康増進法に基づき、歯周病検診、肝炎ウイルス検診及び骨粗しょう症検診を実施します。

対象者

【歯周病検診】

市民のうち、妊婦、20歳、30歳及び40歳以上の方

【肝炎ウイルス検診】

40歳以上の市民の方で、過去に肝炎ウイルス検診を受診していない方

【骨粗しょう症検診】

市民のうち、40、45、50、55、60、65、70歳の女性

自己負担額

- ・歯周病検診 : 500円
- ・肝炎ウイルス検診 : 500円
- 健康診査と同時に受ける場合 : 300円
- ・骨粗しょう症検診 : 100円

【自己負担金免除の方】

- ・70歳以上の方
- ・70歳未満の方で後期高齢者医療制度の被保険者の方
- ・非課税世帯の方
- ・生活保護の方

提供限度：年に1回

手続き内容

【歯周病検診】

契約医療機関へ予約

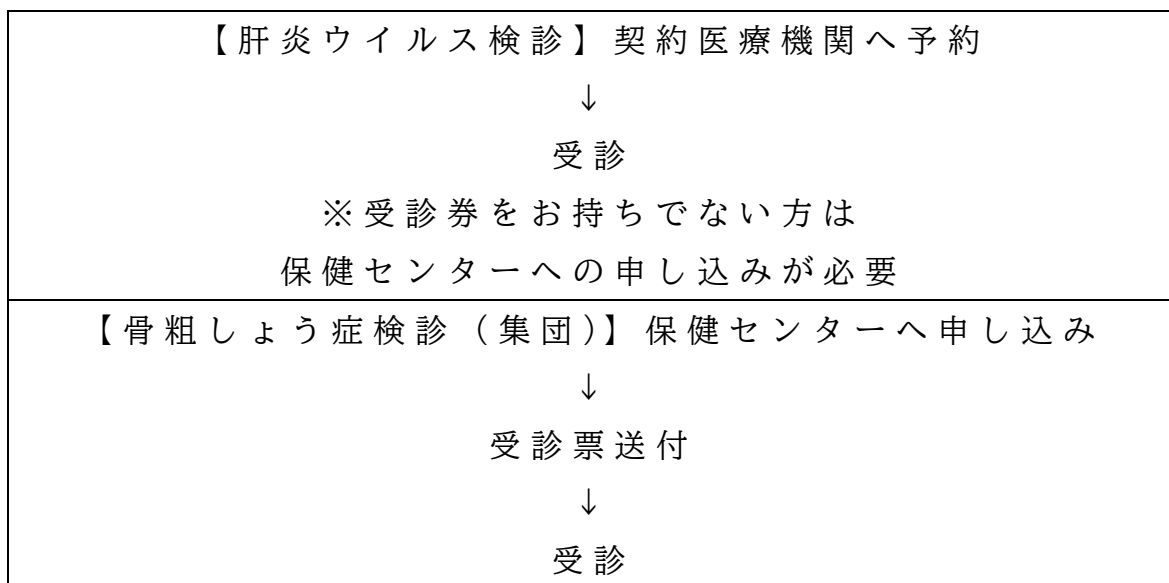
【肝炎ウイルス検診（40歳以上5歳刻みの方）】

申し込み不要

【肝炎ウイルス検診（それ以外の方）】【骨粗しょう症検診】

保健センター窓口、郵送、電子申請により申し込み

フ ロ ー 図



注 意 事 項：自覚症状がある方や治療中の方は、検診ではなく、
医療機関を受診してください。

問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331

75 歳以上の方へ

あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅう施設利用の助成

ID:1000605

あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの施設の利用に対して費用の一部を助成します。

対 象 者：後期高齢者医療制度の被保険者で、納期の到来している流山市後期高齢者医療保険料に未納がない方

助成上限額：交付される利用券 1 枚につき 500 円の助成

提 供 限 度：申請月から 1 か月当たり 2 枚（年間最大 24 枚）

手 続 き 内 容

利用券の交付を受けるには申請が必要です。

市役所や出張所、郵送での申請、電子申請も受け付けています。

※電話での申請は受け付けておりません。

(1)市役所または出張所での申請

身分証明書をお持ちの上、窓口にて申請書をご記入ください。

※市役所で申請いただいた場合、本人または同居のご家族であることが確認できた場合、その場で利用券を交付します。

確認ができなかった場合は、郵送にて利用券を交付します。

※各出張所で申請いただいた場合は、後日郵送にて利用券を交付します。

(2)郵送での申請

流山市ホームページから「あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施設利用券交付申請書」をダウンロードし、記入の上、保険年金課までお送りください。

後日、郵送にて利用券を交付いたします。

(3)電子申請

「【後期高齢者医療保険】あんま、マッサージ、指圧、はり及びきゅう施設利用券の交付申請」より、申請してください。

後日、郵送にて利用券を交付いたします。

フ ロ ー 図

申請 → 発行 → 交付 → 施設での利用

注 意 事 項

- ・ 利用券は市の指定を受けた市内施術所でのみ利用できます。
- ・ 1日につき1回までの使用となります。
- ・ 汚損や破損による引換えの場合を除き、再交付はしません。
- ・ 保険適用の治療は対象外となります。

問い合わせ：保険年金課 04-7150-6077

人間ドック及び脳ドックの利用に対する助成 ID:1000613

人間ドック及び脳ドックの利用に対し費用の一部を助成します。

対 象 者：以下の条件全てにあてはまる方

- ・ 流山市の後期高齢者医療制度の被保険者である方
- ・ 納付期限の到来している流山市後期高齢者医療保険料を完納している方
- ・ 受検年度内において、人間ドックもしくは脳ドックの利用助成を受けていない方
- ・ 受検年度内において、流山市で実施する特定健康診査及び健康診査を受診していない方（受診する予定がない方）

助 成 額

【人間ドック】	： 23,000 円
【脳ドック】	： 23,000 円
【人間ドック＋脳検査】	： 28,000 円

※検査費用の自己負担額は検査医療機関によって異なります。

提 供 限 度

【人間ドックの利用助成】

1年度（4月から翌3月）に1回

【脳ドックおよび人間ドックに脳検査を追加する場合】

当該検査の利用助成を受けた年度を含めて、3年度に1回

手 続 き 内 容

利用承認書の交付を受けるには申請が必要になります。

申請は市役所のほか、出張所でもできます。

また、郵送での申請や電子申請も受け付けています。

(1)市役所または出張所での申請

身分証明書をお持ちの上、窓口にて申請書をご記入くだ

さい。

※市役所で申請いただいた場合、本人または同居のご家族であることが確認できた場合、その場で利用承認書を交付いたします。

確認ができなかった場合は、郵送にて利用承認書を交付します。

※各出張所で申請いただいた場合は、後日、郵送にて利用承認書を交付いたします。

(2) 郵送での申請

流山市ホームページから「人間ドック及び脳ドック利用申請書」をダウンロードし、記入の上、保険年金課までお送りください。

後日、郵送にて利用承認書を交付いたします。

(3) 電子申請

「人間ドック及び脳ドックの利用電子申請」より申請してください。

後日、郵送にて利用承認書を交付いたします。

※電話での申請は受け付けておりません。

※申請に際しては、あらかじめ受診する医療機関、検査の内容(人間ドック・脳ドック・人間ドック+脳検査、の3種類)を決め、申請してください。

フ ロ ー 図

申請 → 利用承認書の交付 → 病院へ予約連絡 → 受診

注 意 事 項

- ・実施医療機関として流山市に登録されている医療機関でのみ利用可能です。
- ・申請後に、検査を受ける医療機関を変更される場合は、利用承認書を差し替える必要があります。
お手数ですが、保険年金課までお申し出ください。
- ・原則として利用承認書の再発行は行いません。
- ・ペースメーカーや、金属類等を体内に装着されている方は頭部MRIおよび頭部MRAを受診できない場合がございますので、あらかじめ医療機関にご確認ください。

- ・流山市で実施している「特定健康診査」または「健康診査」を受診した方、受診予定の方は、検査項目が重複するため、人間ドック及び脳ドックはご利用できません。

問い合わせ：保険年金課 04-7150-6077



いつまでも元気に暮らすために

流山市ヘルスアップ教室 ID:1000711

健康維持増進のため、運動を始めるきっかけづくりを目的とした教室を開催し、楽しみながら有酸素運動や筋力トレーニングを行っています。

対 象 者：市民及び市内在勤、在学の方で介助なく運動可能な方
費 用：5,000 円

提 供 限 度：大人教室 1 コース 10 回

(前期：6 月～10 月、後期 11 月～3 月)

手続き内容

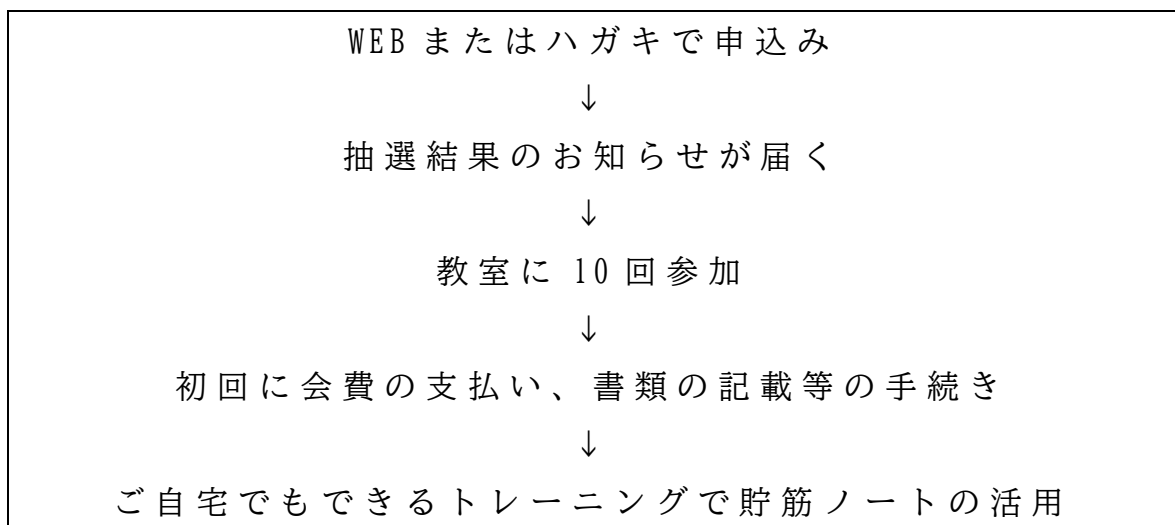
(1) WEB またはハガキで申込み (希望する会場を選ぶ)

※応募多数の場合は抽選

(2) 抽選結果のお知らせが届く

(3) 教室の初回に会費の支払い、書類の記載等の手続き

フ ロー 図



注 意 事 項

- ・病気やケガのためのリハビリとは異なります。
- ・持病のある方、高血圧等の症状のある方は医師と相談の上、お申し込みください。

問い合わせ：健康増進課 04-7154-0331

市内で「ながいき 100 歳体操」に取り組むグループが 81 箇所あります。(R8.3 月現在)
ぜひ参加してみませんか。

ながいき 100 歳体操 ID:1017536

「ながいき 100 歳体操」は、童謡を歌いながらゆっくりと手、足を動かします。

座る、立つ、階段昇降、物を持ち上げるなどの生活に役立つ筋肉を鍛え、加齢による筋力低下を防ぎ、今ある元気を維持、増進するための体操です。

ながいき 100 歳体操に取り組むグループには、重錘バンド（おもり）や CD 等を貸し出しし、講師を派遣して活動を支援します。

対 象 者：市内在住で 65 歳以上の方

費 用：各グループによって異なる。

手続き内容

「ながいき 100 歳体操グループ」に見学または参加を希望される場合は、グループ代表者と調整を行いますので高齢者支援課までご連絡ください。

新たにグループの立ち上げを希望される場合は、第 1 号ながいき 100 歳体操団体活動申出書を高齢者支援課へご提出ください。

※市ホームページから取得可能

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

週 1 回、ながいき 100 歳体操などと
組み合わせて行うとより効果的

かみかみ 100 歳体操 ID:1040145

「かみかみ 100 歳体操」は、食べる力や飲み込む力をつけるための体操です。

イスに座ってお口周りや舌を動かします。

体操をすることで、唾液がよく出るようになることや、お口周りの力がつくことで食べることや飲み込むことが楽になります。

パンフレットの配布、YouTube での動画配信（市ホームページ

より) や通いの場等に歯科衛生士の講師派遣を実施しています。

対 象 者: 講師派遣は、市内在住で 65 歳以上の方が所属するグループ等

費 用: 無料

手続き内容: 高齢者支援課までご連絡ください。

問い合わせ: 高齢者支援課 04-7150-6080

グループでの活用や、自宅での
取り組みに活用してみませんか？

しゃきしゃき 100 歳体操

「しゃきしゃき 100 歳体操」は、イスに座った状態で 2 つの動作を同時に行う体操です。

認知機能（注意力・判断力など）の向上に効果があると言われており、体操をすることで、認知機能が鍛えられ、周りの環境に気が付くようになります。

パンフレットの配布、YouTube での動画配信（市ホームページより）や通いの場等に保健師等の講師派遣を実施しています。

対 象 者: 講師の派遣は、市内在住で 65 歳以上の方が所属するグループ等

費 用: 無料

手続き内容: 高齢者支援課までご連絡ください。

問い合わせ: 高齢者支援課 04-7150-6080

流山みんなのフレイル予防教室 ID:1032469

自治会、老人クラブ、高齢者ふれあいの家などの集いの場に、専門職（保健師、歯科衛生士、作業療法士、管理栄養士等）が介護予防に関する健康教育、個別相談を行います。

※通いの場の活動に合わせて、15 分～60 分程度の講座を実施。

加齢に伴う心身の機能低下による、不健康になりやすい状態「フレイル」を予防し、健康でいきいきと活動できるようサポートします。

お気軽に日程等ご相談ください。

対 象 者：市内在住で 65 歳以上の方が所属するグループ等
費 用：なし
手続き内容：高齢者支援課までお問合せください。
問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

通所型サービス・活動 C ID:1051376

3 か月（改善が見込まれる場合は最大 6 か月）の期間を定めて、専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービスです。

疾病等で身体機能、生活機能が低下した高齢者へ、身体機能、生活機能の向上を目指します。

個別に目標を決め、地域活動への参加や趣味の充実などの目標を達成するため、事業所の専門職がサポートします。

プログラム終了後も自身で運動を続けられるよう、専門職がご提案します。

対 象 者

下記 3 点に当てはまる方が対象者となります。

- ・ 65 歳以上の要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる方。
- ・ 他に通所型サービス等を利用していない方※1
- ・ 市へ利用申請書を提出し、決定があった方。
（対象資格がない方でも基本チェックリストを実施※2、事業対象者に該当する方は、申請することが可能です。）

※1：通所型サービス・活動を利用していない方

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業では、通所型サービス等（通所型サービス、介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション）の重複利用はできません。
- ・ 利用申請希望時、ほかに通所型サービス等を利用して本サービスを利用希望する場合は、現在利用しているサービスを中止する必要がございます。
- ・ サービスの切り替えにつきましては、担当の介護支援専門員へご相談ください。

※2：基本チェックリストとは

- ・ 65歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、心身の機能で衰えているところがないかどうかをチェックするためのものです。
- ・ 生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげることにより状態悪化を防ぐためのツールです。
- ・ 全25項目の質問で構成されています。

自己負担額：現在は無料です。

（本来1～3割の自己負担額が発生します）

提供限度：3か月（改善が見込まれる場合は6か月）1人1回まで
手続き内容

（1）申請者→流山市

- ・ 利用申請書の提出

流山市介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動C）利用申請書

※申請はご家族や事業所の方等代理の方でも構いません。

※申請の際に基本チェックリストも併せて行ってください。

（2）流山市→利用者

- ・ 利用決定（利用却下）通知書の発送

流山市介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動C）利用決定（利用却下）通知書

※決定まで1か月程度時間を有する場合があります。

※事業対象者の申請も併せて行った方には、介護保険被保険者証も発送します。

（3）利用者→事業所

- ・ 事業所と契約

利用決定後、速やかに事業所と契約し、利用を開始してください。

※利用料は市から事業所へ支払われます。

※本来1～3割の自己負担額が発生しますが、現在は無料。

- ・ 事業所とともに目標を決め、プログラムに基づき、週に

1回から2回のサービスを3か月（改善が見込まれる場合は最大6か月）取り組んでください。

- ・サービス終了後は、ご自身の活動に復帰、または運動等を継続し、心身機能の維持向上に努めてください。

フ ロー 図

申請 → 決定 → 契約 → サービス利用 → 卒業

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

ちよい通サービス(通所型サービス・活動B) ID:1000821

地域の住民が主体となった団体が、地域の身近な場所に通いの場をつくり、軽体操などのサービスを提供します。

対 象 者：65歳以上

そ の 他：詳細はサービス提供団体ごとに異なります。

各サービス提供団体にご確認ください。

【サービス提供団体】

- ・ウェーブリング倶楽部 介護支援課
主な活動地域：流山市野々下 電話番号：04-7150-6531
- ・流山市東部地区「ちよい困つなぐ会」
主な活動地域：流山市東部地域 電話番号：04-7144-8272
- ・ゆったり太極拳
主な活動地域：流山市青田 電話番号：04-7152-8274
- ・健康体操
主な活動地域：流山市青田 電話番号：04-7155-4322
- ・青田健康マージャンクラブ
主な活動地域：流山市青田 電話番号：04-7152-1686

ちよい困サービス(訪問型サービス・活動B) ID:1000821

地域の住民が主体となった団体が、高齢者の自宅を訪問して日常生活の困りごとの支援を行うサービスです。

一般に庭の手入れ、電球交換、障子の張り替え等を提供します。

※このサービスは、入浴や排せつの介助等、利用者の身体に触れる身体介護は行えません。

対 象 者：65歳以上

※サービス内容や費用、手続き内容等の詳細は下記のサービス提供団体に直接ご確認ください。

サービス提供団体：流山市東部地区「ちょい困つなぐ会」

主な活動地域：流山市東部地域

電話番号：04-7144-8272

ちょい困サービス＋（プラス）（訪問型サービス・活動D）

ID:1000821

地域の住民が主体となった団体が行う送迎前後の生活支援サービスです。

※ちょい困サービスと一体的に行うサービスとなります。

※このサービスは、入浴や排せつの介助等、利用者の身体に触れる身体介護は行えません。

対象者：65歳以上

※サービス内容や費用、手続き内容等の詳細は下記のサービス提供団体に直接ご確認ください。

サービス提供団体：流山市東部地区「ちょい困つなぐ会」

主な活動地域：流山市東部地域

電話番号：04-7144-8272

介護支援サポーター事業 ID:1000824

高齢者の積極的な社会参加を通じた、「介護予防」の取組みを推進することを目的とした事業です。

市内の介護保険施設（特別養護老人ホームやデイサービスなど）や高齢者ふれあいの家で、ボランティア活動（利用者様の話し相手、配膳やレクリエーションのお手伝いなど）を行い、活動実績に応じたポイントを集め、そのポイントを交付金に交換できる制度です。（サポーター活動には登録が必要です）

対象者：流山市民で65歳以上の、要介護・要支援認定を受けていない方で「介護支援サポーター養成講座」を受講した方が対象となります。

費用：無料

提供限度：交付金は年間5,000円が上限です。

交付金は、介護保険料を滞納していると受け取ることができません。

手続き内容

(1) 介護支援サポーター養成講座を受講。

市内の公民館等で開催される養成講座を受講します。
講座内容は介護支援サポーター制度や活動内容の紹介、要介護・要支援の方の理解と対応、車いすの取扱いなどです。
※養成講座の日程等は広報ながれやまや市ホームページでお知らせします。

(2) 登録

介護支援サポーター養成講座の修了後、登録申出書の提出により介護支援サポーターの登録をします。
「登録証」と「サポーター手帳（ながいき手帳）」、「受入機関（活動先）一覧表」を交付します。

(3) 活動

活動先を選んで活動スタートします。活動を始めるにあたって活動先との連絡調整など相談に応じます。
活動に応じ、ながいき手帳にスタンプを集めます。

（活動 1 時間につき 1 スタンプで 1 日 2 スタンプまで押印）

(4) 交付金に交換

1 年間で集めたスタンプは希望により交付金に交換できます。

スタンプ数	交付金に交換可能な活動評価ポイント	交付金額
1～9 個	なし	0 円
10 個	1,000 ポイント	1,000 円
20 個	2,000 ポイント	2,000 円
30 個	3,000 ポイント	3,000 円
40 個	4,000 ポイント	4,000 円
50 個以上	5,000 ポイント	5,000 円

※1,000 ポイント未満の端数については次年度まで繰り越しができますが、5,000 ポイントを上回ったポイントについては繰越できません。

フロー図

養成講座を受講→登録→サポーター活動→スタンプを集める→
交付金に交換

注 意 事 項

介護支援サポーター登録者で要介護・要支援認定を受けた方は
登録終了となります。

問 い 合 わ せ

流山市介護支援サポーター事業管理機関

流山市社会福祉協議会ボランティアセンター04-7159-4939



日々を楽しむために

老人クラブ(さわやかクラブ流山) ID:1000924

60歳以上の方々が年間を通して「友愛・奉仕活動」をモットーに公園の清掃や運動会、絵や編み物で制作した作品の展示会や発表会と、奉仕活動からスポーツ活動、文化活動等を行う団体です。

主な活動内容は、運動会・カラオケ、囲碁、魚釣り、グラウンドゴルフ等の各大会・見守りパトロール等の奉仕活動です。

対 象 者：60歳以上の流山市民

そ の 他：費用や手続き内容等はさわやかクラブ流山(流山市老人クラブ連合会)事務局にご確認ください。

問い合わせ：さわやかクラブ流山(流山市老人クラブ連合会)事務局
04-7158-8181

千葉県生涯大学校

高齢者に社会環境の変化に順応した能力を再開発するための学習の機会を提供することにより、高齢者自らが社会的活動に参加することにより健康の保持増進及び生きがいの高揚に資すること並びに高齢者が福祉施設、学校等におけるボランティア活動、自治会の活動その他の地域における活動の担い手となることを促進することを目的とした学校です。

対 象 者：千葉県内に住所を有する 55歳以上の方

※入学年度の4月1日現在

手続き内容：入学には願書の提出が必要です。

そ の 他：詳細は千葉県生涯大学校事務局へお問い合わせ下さい。

問い合わせ：千葉県生涯大学校事務局 043-266-4705

流山市ゆうゆう大学 ID:1025043

60歳以上の流山市民のための2年制の「大学」です。

市内6か所(中央公民館・北部公民館・東部公民館・初石公民館・南流山センター・おおたかの森センター)で開設し、健康、地域史、文学、音楽などの様々なジャンルを学びます。

対 象 者：2年間継続して学習する意欲があり、自力で通学が可能な60歳以上の流山市民の方。

費 用：ゆうゆう大学受講年会費として計20,000円

(1年次10,000円、2年次10,000円)

※振込手数料、受講に関する諸経費(交通費・教材費等)は自己負担です。

※欠席や途中退学による返金はいたしません。

(第13期生(令和8~9年度)の入学案内より)

手続き内容

第14期生(令和10年~11年度)の募集に係る詳細な内容については、令和9年11月頃に広報ながれやま・市ホームページ等でお知らせを予定しています。

※第13期生(令和8年~9年度)の募集は終了しました。

フ ロ ー 図

ゆうゆう大学入学案内・応募用紙の取得→応募→入学者の決定→受講料支払→入学→2年間受講→卒業
--

問い合わせ：公民館 04-7158-3462

高齢者福祉センター森の倶楽部 ID:1004244

高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーション等憩い、交流の場として広く利用できる施設です。

また、高齢者の生きがいと創造の事業として、陶芸等7種12講座を実施しています。

所 在 地：流山市大字東深井 989 番地

設 備：大広場、娯楽談話室、生活・健康相談室、浴場など

開 館 時 間：9時から16時30分

入 浴 時 間：10時から15時

休 館 日：年末年始(12月29日~1月3日まで)

条 件：60歳以上

費 用：施設使用は無料(市外居住者1日100円)

浴場使用料1日100円(1か月券500円)

カラオケセット1時間500円(団体利用のみ)

手続き内容

高齢者福祉センター森の倶楽部窓口へお越してください。

団体の利用は、利用月の3か月前の月の初日から公共施設予約システムにて抽選の受付を行います。

大広間1、大広間2、ミーティング室、多目的室は公共施設予約システムから抽選受付を行ってください。

【講座】

陶芸、手芸、盆栽、民謡、水墨画、切り絵、水彩画

各種講座2年制となり、毎年4月からの受講生を広報ながれやま及びホームページにて募集します。

注意事項

- ・ゴミは必ずお持ち帰りください。
- ・敷地内は禁煙です。

問い合わせ：高齢者福祉センター森の倶楽部 04-7152-2373

敬老バス（さつき号）貸出事業 ID:1000925

高齢者の教養およびレクリエーション等を実施するにあたって、原則市内在住の65歳以上の高齢者団体に大型バス「さつき号」を貸出します。

対象者

下記すべての条件に当てはまる団体

- ・利用対象者65歳以上
- ・利用人数20人以上の市民の高齢者団体（最大60人）
（利用日に20人未満の場合は利用をお断りする可能性があります）
- ・1日の運行距離300km以内

費用

燃料代、道路通行料（ETCカードが必須）、駐車場料金、入館料等現地支払い、宿泊を伴う場合は運転士の宿泊料（個室）

手続き内容

毎月の1日（1日が休日の場合は翌開庁日）に3か月先の月分の抽選会を実施します。（例：4月1日は7月分の抽選）

【受付】10時から開始 【抽選会】10時15分から開始

【場所】 ケアセンター4階研修室

使用する団体は、利用前月の1日までに申請書、行程表及び利用者名簿を提出ください。

無理な運行を防ぐため、余裕をもった行程にしてください。

フ ロー 図

抽選会出席→予約→必要書類の提出→利用決定

注 意 事 項

- ・ 車内は禁酒、禁煙です。
- ・ 職員が行程をチェックする際、ナビタイムを利用しています。
- ・ 燃料代の精算のため、行程表の最後にガソリンスタンドを記載してください。
- ・ 車内で出たゴミは必ずすべてお持ち帰りください。
- ・ 不慮の事故等により、さつき号の運行に支障が生じたときは、その後の運行を取り止める場合もあります。
- ・ 自動車事故による人身傷害については、市が保険に加入しています。

自動車事故以外の乗車中の事故及び乗車中以外の行き先での事故については、旅行保険の加入等をご検討ください。

- ・ 運行途中において、運行コースの変更は原則認めません。

また、運転士の安全運行を妨げるような言動や行動は避けてください。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

令和8年3月現在
36か所開設

高齢者ふれあいの家 ID:1000931

高齢者が自由に集まり、高齢者の健康、生きがい等に関する趣味活動または教養講座等の開催による高齢者相互の交流や高齢者と子どもとの世代間交流を行う通いの場です。

流山市では高齢者ふれあいの家を開設する団体に報償費を支援しています。



対 象 者：おおむね 65 歳以上の高齢者および 18 歳以下の子ども
そ の 他

費用や活動日は各高齢者ふれあいの家によって異なります。

詳細については市ホームページまたは高齢者支援課にお問い合わせください。

【主な活動内容】

・茶和会・健康麻雀・100歳体操・グラウンドゴルフ

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080



自宅での暮らしをサポート

訪問歯科 ID:1000709

訪問による歯科健康診査、診療、口腔衛生指導等を行います。

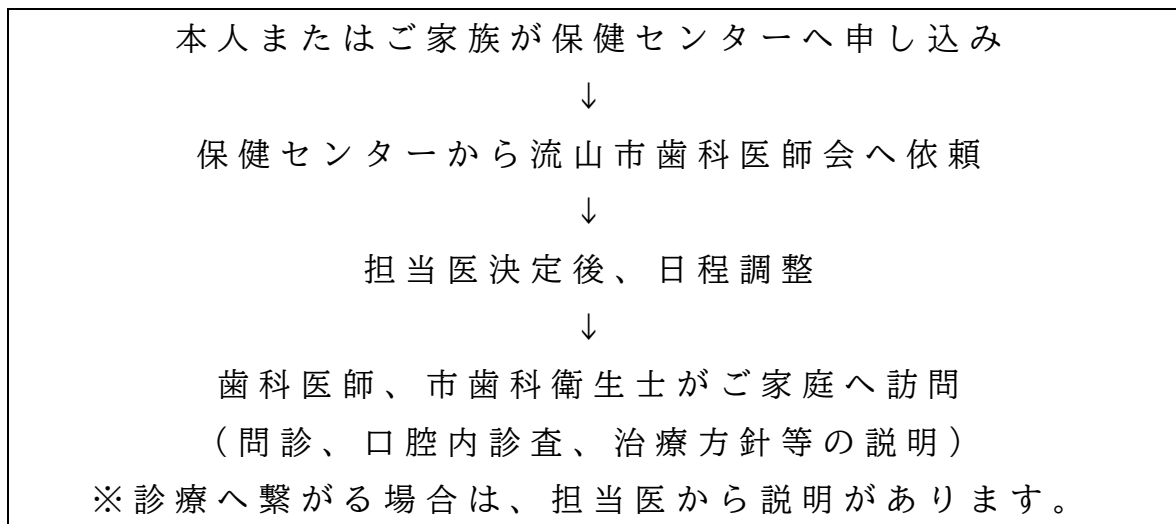
対象者：市民の方で、歯科医院に通院困難な方

費用：初回の診査のみ無料、診療の費用は、医療保険適用となり有料です。

提供限度：随時

手続き内容：本人またはご家族が保健センターまでご相談ください。その際に申し込みが出来ます。

フロー図



注意事項

- ・ご家族の同席をお願いしています。
- ・施設への訪問は行っていません。

問い合わせ：健康増進課 04-7154-0331

高齢者給食サービス事業 ID:1020088

ひとり暮らし等の高齢者の方に定期的に食事をお届けし、栄養状態の改善と健康増進を図り、自立した生活の継続を支援します。

対象者：流山市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方のうち、65歳以上の高齢者のみで生活し、家族全員が加齢、心身等の障害により食の調達が困難な方

自己負担額：1食あたり 498円

生活保護受給者または非課税世帯 350 円

提供限度：1日につき1食、1週間につき3食まで

手続き内容

(1) 利用相談

高齢者支援課、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）または居宅介護支援事業所へ電話等で相談をします。

(2) 利用申請

申請書を高齢者支援課へ提出します。

(3) 調査・審査

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）職員が自宅へ訪問し実態調査を行った後、高齢者支援課が書類審査を行います。

(4) 利用決定

審査後、高齢者支援課から利用者様へ決定通知を郵送します。
また、高齢者支援課から配食事業者へ開始の連絡をします。

(5) 事業者訪問

事業者から事前訪問の連絡があります。訪問時に事業内容や支払方法等の説明があります。

(6) 利用開始

事業者が食事を配達します。

弁当を受け取られましたらスケジュール表に受領印または署名をお願いします。

フロー図

利用相談 → 利用申請 → 調査・審査 → 利用決定 → 事業者訪問 → 利用開始
--

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

訪問理美容サービス ID:1000919

理容店や美容院に出向くことが困難な高齢者に対し、訪問による理美容サービスを利用する際の出張に要する経費を補助します。

対象者：65歳以上の方であり、加齢や心身障害等の理由に

より理容店及び美容店に出向くことが困難な方
※ご家族等から理容店及び美容店への移動支援を受けられる方は、ご利用できない場合があります。

助成額：理容店及び美容店技術者の出張に係る費用を助成

提供限度：1人当たりの利用回数は、年6回を限度とします。

ただし、年度途中からの利用回数は次のとおりです。

4～5月 6回	10～11月 3回
6～7月 5回	12～1月 2回
8～9月 4回	2～3月 1回

フ ロ ー 図

申請 → 聞き取り調査 → 審査 → 決定（利用開始）

注 意 事 項

・利用券に同封されている理容店・美容店一覧に記載のある店舗以外ではご利用できません。

【次の場合は、必ずご連絡ください】

- ・入院等申請内容に変更があったとき
- ・転出または死亡したとき（利用券返還）
- ・サービスを利用しなくなったとき（利用券返還）

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

寝具乾燥サービス ID:1000920

布団の乾燥消毒を行うことが困難な高齢者に対し、布団乾燥車両が自宅を訪問し、布団を乾燥します。

対象者：65歳以上の方で、布団の乾燥消毒を行うことが困難な高齢者世帯の方

費用：無料

提供限度：毎月2回までの利用

手続き内容

(1)利用申請

高齢者支援課窓口または流山市ホームページから必要書類を取得してください。

「流山市高齢者在宅サービス支援事業利用申請書」を高齢者支援課に提出してください。（代理、郵送でも可）

(2)調査・審査

提出書類を基に審査し、必要に応じて電話や訪問にて聞き取り調査を行います。

(3)利用予約

利用決定後、業者より初回利用日の日程調節連絡があります。

フ ロー 図

申請 → 聞き取り調査 → 審査 → 可否決定 → 業者との日程調整

注 意 事 項

- ・ 当日または事前に都合が悪くなった場合は、
必ず事業者へご連絡ください。
- ・ 到着から完了までは概ね 1 時間程度の作業となります。
- ・ 敷布団 1 枚、掛布団 1 枚、毛布 1 枚、枕 1 個の最大 4 点までが対象です。
- ・ マットレス、ベッドフレーム、手すり等の消毒、同居家族の寝具等はサービス対象外です。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

難聴高齢者補聴器購入費用助成 ID:1049236

左右いずれかの耳に装用する補聴器 1 台の本体費用の一部を助成します。

対 象 者

以下全てにあてはまる方

- ・ 市内に居住し、住民基本台帳に登録された満 65 歳以上の方
- ・ 補聴器相談医または身体障害者福祉法に定める 15 条指定医を受診し、本事業の所定の基準を満たす証明書を受けた方

【所定の基準】

両耳が 40 デシベル以上 70 デシベル未満（中等度難聴）

- ・ 申請日において当該申請日の属する年度分の市民税が非課税世帯もしくは均等割のみ課税世帯の方

(4 月 1 日から 6 月 30 日までに申請の場合は、前年度分の課税状況で判断します)

助成上限額：30,000 円

※認定補聴器専門店または認定補聴器技能者のいる店舗で調整し適合状態が確認された補聴器を購入した場合に限ります。

提 供 限 度：1人1回限り

手 続 き 内 容

(1)申請書の取得

流山市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書（第1号様式）と医師に記入していただく「証明書」（第2号様式）を取得してください。

※流山市ホームページから取得可能なほか、流山市役所高齢者支援課（第2庁舎1階）でも取得できます。

(2)受診

必ず事前に予約のs、医師に記入していただく「証明書」（第2号様式）を持って補聴器相談医または15条指定医を受診してください。

(3)見積

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者のいる店舗にて補聴器の見積書の作成をお願いし、受け取ってください。

(4)申請

流山市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書、証明書、補聴器販売事業者の見積書を流山市役所高齢者支援課へ提出してください。

(5)購入

決定通知が届いた後、補聴器を購入してください。

申請に必要なため、必ず領収書を受け取ってください。

(6)請求

流山市難聴高齢者補聴器購入費助成実績報告書兼請求書（第6号様式）と領収書原本を市役所に提出してください。

フ ロ ー 図

申請書の取得 → 受診 → 見積書の作成 → 申請 → 補聴器の購入 → 助成金の請求

注 意 事 項

- ・助成決定前に購入した機器は助成対象となりません。
- ・医療機関受診の結果、助成の対象とならない場合があります。

- ・ 医師が記入した「証明書」の記入を受けた日から 6 か月以内に「流山市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書」を提出してください。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

住宅改造費助成制度 ID:1000921

高齢者の自立促進、介助に適した住環境づくりを支援するために、手すりの設置や段差の解消などの改造を、市内の事業者が請け負った工事に限り、その工事費用の一部を助成します。

対 象 者

下記の①、②のどちらか全てに該当する方

【①】

- ・ 日常生活を営む上で、移動や歩行に支障がある 65 歳以上であり、介護保険法の要介護（要支援）認定を受けている方
- ・ 介護保険の自己負担割合が 1 割または 2 割であり、市税を滞納していない世帯の方

【①助成対象工事】

- ・ 介護保険法による住宅改修の給付対象となる工事

【②】

- ・ 要介護（要支援）認定や身体障害者手帳交付を受けていない 75 歳以上の方
- ・ 後期高齢者医療制度の自己負担割合が 1 割または 2 割の方
- ・ 市税を滞納していない世帯の方

【②助成対象工事】

- ・ 手すりの設置工事のみ対象になります。

助成限度額：20 万円

【助成額の算出方法】

対象者①に該当する方

- ・ 助成対象工事にかかった費用から、介護保険法による支給を受けた住宅改修費を引いた額の 1/2

対象者②に該当する方

- ・手すりの設置工事にかかった費用の 1/2

提供限度：随時

手続き内容

(1) 利用申請・助成決定

以下の申請書類により申請し、改造工事に着手する前に助成の決定を受ける必要があります。

- ・助成申請書
- ・同意書
- ・改造計画書
- ・図面（改造場所、改造内容がわかるもの）
- ・写真（改造前の状況がわかるもの）
- ・見積書（改造場所、改造内容が明らかなもの、申請者あてで社印、代表者印のあるもの）
- ・住宅が自己所有でない場合は、賃貸借契約書写しと所有者の改造承諾書

(2) 工事の完了・助成金請求

改造工事を完了したときは、以下の書類を提出していただき、工事の施工が決定内容・条件に適合したものであるかどうか、必要に応じて現地で検査を行います。

- ・完了届
- ・写真（改造後の状況がわかるもの）
- ・領収書写し（助成決定者あてで助成対象経費と同額のもの）
- ・助成金交付請求書

(3) 助成金の交付

改造工事の完了検査を実施し、提出書類等の内容を審査した後、指定の金融機関の口座に振り込みます。

フロー図

申請 → 審査 → 助成決定 → 改造工事 → 完了報告・交付請求 → 改造場所確認・審査 → 助成金交付
--

注意事項

助成限度額は1人につき20万円です。

【例】令和8年に要介護（要支援）認定を受ける前に手すりの設置工事を行って5万円の助成を受けた方が、令和10年に要介護（要支援）認定を受けた後に住宅改造を行った場合は15万円が助成限度額です。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

緊急通報装置(消防署対応方式) ID:1000922

ひとり暮らし高齢者等緊急時の連絡手段を確保するため、緊急通報装置(消防署対応方式)の給付を行います。

この装置は、自宅における急病や発作などの緊急時に、ボタン1つで24時間待機している消防署に通報できる装置です。

対 象 者

以下全てにあてはまる方

- ・日常生活において症状が急変し重篤となる可能性が高い病気のある方または過去に患ったことのある方

【例】狭心症、脳梗塞

- ・65歳以上のひとり暮らし高齢者またはそれに準ずる方

【例】同居家族が認知症や障害者等により非常時の対応ができない方

費 用：前年所得税額により自己負担額が変動します。

※非課税世帯は0円

手 続 き 内 容

(1)利用申請

高齢者支援課窓口または流山市ホームページから必要書類を取得してください。

「申請書(同意書含む)」「誓約書」「協力員届出書」の3点に必要事項を記入後、高齢者支援課に提出してください。

(代理、郵送でも可)

(2)調査・審査

提出書類を基に審査し、必要に応じて電話や訪問にて聞き取り調査を行います。

(3)設置工事日調整

給付決定後、高齢者支援課から設置工事日調整のためお電話させていただきます。

(4)設置

消防へのテスト通報等を実施後、使用可能となります。

フ ロー 図

申請 → 聞き取り調査 → 給付決定 → 設置日の調整 → 設置

注 意 事 項

- ・ NTT の機種のため、設計上他社の回線では利用できません。
 - ・ 標準設置費用以外の特別工事等の費用は自己負担となります。
 - ・ 固定電話に設置するため、固定電話および回線が必要です。
- ※生活保護を受けている電話回線のない方へ、緊急通報装置の設置に伴い福祉電話(電話回線)の貸与を行っています。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

緊急通報装置（民間事業者対応方式） ID:1000922

ひとり暮らし高齢者の方の在宅時における急な体調不良等の緊急時に、ボタン1つで24時間対応可能な民間事業者(ALSOK株式会社)による以下の5つのサービスを受けられるシステムです。

【非常通報サービス】

コントローラーと非常ペンダントを利用者に貸与。急な体調不良やケガの時に「緊急」ボタンを押すと、ALSOKのガードマンがご自宅に駆け付けます。

【健康相談受付サービス】

健康相談や日常生活に関する相談を受け付けます。

【救急情報登録】

かかりつけ病院を登録し、救急隊員に引き継ぎます。

【熱中症注意喚起】

室内温度、湿度が一定以上に達した場合、音声で注意喚起を行います。

【センサーによる異常監視サービス】

トイレ扉に開閉センサーを設置し、在宅中24時間扉が開かなかった場合、ALSOKのガードマンがご自宅に駆け付けます。

対 象 者

以下全てにあてはまる方

- ・市内に在住し、住民基本台帳に登録された75歳以上のひとり暮らしの高齢者の方またはそれに準ずる方
- ・介護保険における「要介護1～5」の認定を受けた方または重度障害者※の方

※重度障害者…身体障害者手帳1・2級、療育手帳○Aの1、○Aの2、Aの1、Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを有する方

- ・住民税が非課税世帯または均等割りのみ課税世帯の方、生活保護世帯の方
- ・ALSOKに自宅の鍵を1本預けることができる方

費用

月額1,000円、生活保護受給者0円

- ・利用料金は、システムを設置した日の翌月から発生し、撤去した月も料金が発生します。(日割り計算なし)
- ・利用料金は市が利用者に請求し、指定の金融機関でお支払いいただきます。(郵便局不可)
- ・半年間利用料を滞納した場合、貸与が取り消しとなりますのでご注意ください。

手続き内容

(1)利用申請

高齢者支援課窓口または流山市ホームページから必要書類を取得してください。

「申請書(同意書含む)」「誓約書」「協力員届出書」の3点に必要事項を記入後、高齢者支援課に提出してください。(代理、郵送でも可)

(2)調査・審査

提出書類を基に審査し、必要に応じて電話や訪問にて聞き取り調査を行います。

(3)ALSOKに預ける鍵の用意

鍵の準備ができたなら高齢者支援課までご連絡ください。

(4)ALSOKの訪問日や設置日の調整

利用決定後、ALSOKから利用決定者に訪問日や設置日に関するお問い合わせがあります。

(5)設置

設置日当日にALSOKに鍵をお渡しください。

(6)利用料支払い

設置日の翌月分から利用料が発生しますので、指定の金融機関でお支払いください。

(毎月金融機関でお支払いいただくことが困難な場合は、数か月分まとめてお支払いいただくことが可能です。)

フ ロ ー 図

申請 → 聞き取り調査 → 貸与決定 → ALSOKに預ける鍵の用意 → ALSOKが利用決定者宅を訪問(サービス内容の説明) → 設置日の調整 → 設置 → 利用料支払い
--

注 意 事 項

- ・ご自宅に電話回線がない場合、ALSOKの独自回線(電話回線の代替)を利用することも可能です。
- ・設置日までに鍵が用意されていなかった場合、工事ができませんのでご注意ください。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

高齢者等ごみ出し支援事業 ID:1002437

高齢者世帯や障がい者世帯などの方で、集積所までごみを出すことができない事情を持つ方のごみ等を戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援するものです。

対 象 者

以下全てにあてはまる方

- ・市内に居住する方
- ・ごみ等を自らごみ集積所まで排出することが困難な方
- ・ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ・次のいずれかに該当する方

①介護保険法に基づき要支援もしくは要介護と認定された方または同等の状態と認められる方で、おおむね65歳以

上のひとり暮らしの高齢者または65歳以上の方によって構成されている世帯の方

②ひとり暮らしの障がい者または障がい者のみで構成されている世帯の方

費用: 無料(ごみBOXについては利用者でご準備ください)

手続き内容

(1) 申込書の提出

「流山市高齢者等ごみ出し支援事業利用申込書」を提出してください。

※介護保険被保険者証や身体(精神)障害者手帳を所持している方については、申込書と併せて写しの提出をお願いいたします。

(2) 面談

申込書に記入していただいた面談希望日をもとに面談を実施し、利用者の身体や生活状況等を伺った後、本制度の説明を行います。

※面談時間は30分～1時間程度です。

※面談には親族やケアマネジャー等の立会のご協力をお願いいたします。

(3) 可否の決定

面談をもとにクリーンセンター内で可否の決定を行います。

※可否の決定についてはおおむね2週間程度となります。

※場合によっては、面談後に本人や親族、ケアマネジャー等に電話で追加の聞き取りを行う可能性があります。

(4) 戸別収集開始

可否の決定の連絡を電話にて行い、収集開始日等をご相談させていただきます。

フロー図

申込書の提出 → 面談 → 可否の決定 → 戸別収集開始

注意事項

- ・高齢者等ごみ出し支援事業では剪定枝(切った枝)落葉および草は回収しませんので、剪定を依頼した方に処理をお願いしてください。

- ・ご家族と同居される等、条件が該当しなくなった場合は支援を中止します。

【申込みを受け付けられない例】

- ・特定のごみのみの回収（例：ビン・缶のみを回収、燃やすごみのみを回収など）
- ・ご近所の人、親類、ホームヘルパーやボランティア、自治会など周囲の協力でごみを処理できる方
- ・上記の条件にあてはまる方でも、実際にごみの排出ができる方は対象になりません。

問い合わせ：クリーンセンター04-7157-7411

流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援事業 ID:1034508

紙おむつのためにほかの世帯に比べて多く使用していると想定される分の流山市指定ごみ袋を支給することで、対象世帯の生活を支援する制度です。

対 象 者

介護や障害等で日常的に紙おむつを使用している方で主に以下の方が対象となります。

- ・市内に住所を有している方
- ・要介護3以上の認定を受けている方で日常的に紙おむつを使用している方
- ・障害福祉サービスの日常生活用具の給付で、紙おむつの給付を受けている方
- ・その他介護や障害などで、日常的に紙おむつを使用していると認められる方

※老人ホームなどに入居されている方で、その施設が事業系ごみとしてごみ出しをしている場合は支援の対象とはなりません。

費 用：無料

提 供 限 度：1年度につき1回限り

手 続 き 内 容

「流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援申請書」に必要事項を記入いただき、以下の必要書類を添付の上、クリーンセン

ターにご提出ください。

- (1) 申請される方の身分証の写し（免許証のコピーなど）
- (2) 対象者の住民票の写し
- (3) 介護・障害に係る書類の写し
- (4) その他申請の内容により市長が必要と認める書類

※(2)(3)は申請書の同意書欄に署名または記名押印があれば省略できます。

フ ロ ー 図

申請書の提出→可否の決定→指定ごみ袋の支給（郵送）

注 意 事 項

【支給物】流山市指定ごみ袋燃やすごみ 30リットルサイズ

【支給数】対象者1人につき30枚（1年につき1回まで）

問い合わせ：クリーンセンター04-7157-7411

家族介護慰労金の支給 ID:1026340

在宅介護を行う要介護者の家族に対し、慰労金を支給します。

対 象 者

次の要介護者および家族の要件を全てにあてはまる方

【要介護者】

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ・1年以上介護保険サービス未利用の方

※ただし、「居宅介護支援」と「年7日までのショートステイ」は利用できます。

- ・要介護状態区分が、1年以上「要介護4」または「要介護5」の方

- ・世帯の今年度の市民税が非課税の方

（4月から6月に申請する場合は前年度市民税が非課税の方）

【家族】

- ・本市に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ・要介護者と同居し、主に介護する方

- ・要介護者の親族である方

- ・世帯の今年度の市民税が非課税の方

（4月から6月に申請する場合は前年度市民税が非課税の方）

支給額：年額 100,000 円

【支給時期】

支給決定日に応じて以下のとおりとなります。

支給決定日	支給月
12月2日～4月1日	毎年4月
4月2日～8月1日	毎年8月
8月2日～12月1日	毎年12月

手続き内容

【申請方法】

申請書を流山市役所介護支援課まで持参または郵送

【申請した内容に変更が生じた場合】

変更届を提出してください。

【受給を終了したい場合】終了届を提出してください。

※申請書類は流山市ホームページから取得可能なほか、
流山市役所介護支援課(第2庁舎1階)でも取得できます。

注意事項

- ・継続して3か月以上病院に入院または介護施設に入所(※)した場合、その翌年は支給しません。
※介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、ショートステイ、グループホーム、特定施設
- ・次のいずれかに該当した場合は、支給を終了します。
 - ・支給要件に該当しなくなったとき
 - ・特別障害者手当の受給者となったとき
 - ・福祉手当の受給者となったとき

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

家族介護用品の支給 ID:1012940

市内の取扱事業者で、紙おむつやドライシャンプーなどの介護用品と引き換えられる利用券を支給します



対象者

次の要介護者および介護者の要件を全てに

あてはまる方

【要介護者】

- ・流山市内に居住し、住民基本台帳に登録されている65歳以上の方
- ・要介護3,4,5の方
(要介護3の方については、要介護認定申請時の認定調査票等において、介護用品が必要な状態であると客観的に判断できること。)
- ・世帯の前年度の市民税が非課税の方

(7月から3月に申請する場合は今年度の市民税が非課税の方)

【介護者】

- ・流山市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方
- ・要介護者と同居し、常時介護している方
- ・要介護者の親族である方
- ・世帯の前年度の市民税が非課税の方

(7月から3月に申請する場合は今年度の市民税が非課税の方)

費用

1年目の支給年額および支給月は、支給決定日に応じて以下のとおりとなります。

支給決定日	支給年額	支給月
12月2日～4月1日	75,000円	4月
4月2日～8月1日	50,000円	8月
8月2日～12月1日	25,000円	12月

※2年目以降も引き続き対象者に該当する方は、年額75,000円を4月に支給します。

支給額：年額75,000円

手続き内容

【申請方法】

申請書を流山市役所介護支援課まで持参または郵送

【申請した内容に変更が生じた場合】

変更届を提出してください。

【受給を終了したい場合】

次のいずれかに該当するときは、「終了届」と「残りの利用

券」を提出してください。

- ・ 上記「利用できる方」に該当しなくなった場合
- ・ 介護施設に入所した場合
- ・ 入院、ショートステイ利用が継続して 90 日を超えたとき
- ・ 介護者が要介護者の介護をできなくなったとき

※届出、残券の返却なく継続して利用した場合、返金していただく場合があります。

【再び要件に該当した場合】

退院等により、同年度内に再び要件に該当する場合は再度申請することができます。

再び要件に該当した日から 30 日以内に、「承継申請書」と「残りの利用券」を提出してください。

支給額は、「残りの利用券の額」か「通常の手給額」のいずれか低い方となります。

※申請書類は流山市ホームページから取得可能なほか、流山市役所介護支援課(第 2 庁舎 1 階)でも取得できます。

フ ロ ー 図

申請 → 結果通知 → 利用券支給

注 意 事 項

対象者の要件には以下の注意事項があります。

【要介護者】

- ・ 居住の実態と住民票があることが必要です。
- ・ 申請時に入院している場合は不可とします。

【介護者】

- ・ 住民票も実態も同居している必要があります。ただし、要介護者と同一住所で世帯を分離している場合も同居に準じる状態として可とします。
- ・ 現在の世帯員が対象となります。前年度は同居していない世帯員も非課税である必要があります。

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

おでかけサポート

流山市高齢者免許返納一時金制度 ID:1043452

75歳以上で運転免許を返納した流山市民に対して、タクシー乗車料金または路線バスの定期券購入費の一部を助成します。

対象者

以下の条件全てにあてはまる方

- ・流山市在住の方
- ・運転経歴証明書取得時に75歳以上の方
(マイナ経歴証明書の場合は、運転経歴情報の記録を受けた時に75歳以上の方)
- ・過去に本制度を利用していない方(申請は一度限り)

費用

以下の3つから選べます。

(どれを選んでも合計金額は同じです。)

① タクシー利用助成券

10,800円分(450円×24枚)

② 路線バスフリーパス購入助成券

10,800円分(5,400円×2枚)

③ タクシー利用助成券 5,400円分(450円×12枚)

+ 路線バスフリーパス購入助成券 5,400円分
(5,400円×1枚)

提供限度:1回限り

手続き内容

(1) 運転経歴証明書の取得(免許の返納)

- ・免許を返納し、「運転経歴証明書」の発行を受けてください。
- ・免許返納の取り扱いは免許センターまたは流山警察署です。
詳細は免許センター(04-7147-2000)に問合せください。

(2) 市に助成申請

- ・まちづくり推進課の窓口または出張所の窓口に、「流山市高齢者免許返納一時金助成申請書(第3号様式)」を提出してください。(郵送申請可)
- ・申請書がまちづくり推進課に到着後、概ね2か月程度で助

成券を発行し、書留で郵送します。

(3)助成券の利用

・ タクシー利用時または路線バスフリーパス購入時に助成券を利用してください。

・ 詳細な利用方法は同封の書類や助成券裏面を確認ください。

フロー図

運転経歴証明書の取得（免許の返納） → 市に助成申請 → 助成券の利用
--

注 意 事 項

- ・ 免許返納の取り扱いは免許センターまたは流山警察署です。
詳細は市ではわかりかねますので、必ず免許センター(04-7147-2000)にお問合せください。
- ・ 75歳未満で運転経歴証明書を取得した方は対象外となります。
- ・ 助成券は指定された事業者においてのみ利用できます。
詳細は助成券の裏面を確認ください。
- ・ 助成券の有効期限は1年間です。
有効期限経過後はご自身で破棄してください。
- ・ タクシー利用助成券は1回の乗車で1枚まで利用できます。
路線バスフリーパス購入助成券は1回の購入で2枚まで利用できます。
- ・ 助成決定後は助成券の種類を変更することはできません。
また、助成券は汚損、破損等による引き換えを除き、再交付しません。

問い合わせ：まちづくり推進課 04-7150-6090

流山ぐりーんバス高齢者割引制度 ID:1020890

75歳以上の流山市民が流山ぐりーんバスを利用する際に、運賃が半額になります。

対 象 者：75歳以上の流山市民

※「流山ぐりーんバス高齢者割引証（以下、割引証）」
の提示が必要。

費 用：運賃半額

詳細な運賃は、「流山ぐりーんバス時刻表&ルート図」をご覧ください。ただか、まちづくり推進課までお問合せください。

手続き内容

- (1)まちづくり推進課の窓口または出張所の窓口に、「流山ぐりーんバス高齢者割引利用者登録（再交付）申請書兼同意書（第2号様式）」を提出してください。（※郵送申請可）
- (2)申請書がまちづくり推進課に到着後、概ね2週間程度で割引証をお手元に郵送します。
- (3)割引証の利用方法は、郵送時に同封する文書をご確認ください。

注意事項

- ・割引証を紛失した場合は、「流山ぐりーんバス高齢者割引利用者登録（再交付）申請書兼同意書（第2号様式）」を再度ご提出いただく必要があります。
- ・市外への転出などで市民でなくなった際は、割引証を市までご返却ください。

問い合わせ：まちづくり推進課 04-7150-6090

外出支援サービス ID:1000917

市から委託された事業者の移送車両により、自宅の玄関から利用している医療機関の入口までの間の移動および乗降時の介助（手を添える程度）を行います。

対象者

以下の条件全てにあてはまる方

- ・65歳以上でひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯
- ・市民税が非課税世帯の方
- ・介助なしでの移動が困難で、公共交通機関を利用することが難しい方
- ・福祉タクシー券または自動車燃料費給油券の交付を受けていない方
- ・送迎を頼めるご家族などがいない方
- ・生活保護を受給していない方
- ・次のいずれかをお持ちの方

- 要介護または要支援認定○身体障害者手○療育手帳
- 精神障害者保険福祉手帳○特定疾病医療受給者証
- 千葉県特定医療費(指定難病)受給者証

提供限度：片道を「1回」として計算して月4回以内

手続き内容

(1)利用申請

高齢者支援課窓口または流山市ホームページから必要書類を取得してください。

「外出支援サービス申請・利用の案内」を読み、「流山市高齢者在宅サービス支援事業利用申請書」と「流山市高齢者在宅サービス支援事業利用申請チェックシート」に必要事項を記入後、高齢者支援課に提出してください。(代理、郵送でも可)

(2)調査・審査

提出書類を基に審査し、必要に応じて電話や訪問にて聞き取り調査を行います。

(3)交付

利用決定者に利用券と委託事業者連絡先を交付いたします。

(4)利用予約

利用日決定後、委託事業者へ予約を入れてください。

(5)利用当日

利用時に利用券を運転手にお渡しください。

フロー図

利用申請 → 調査・審査 → 利用決定 → 事業者連絡 → 利用開始

注意事項

- ・現在の移送車両は普通車のみですので、普通車での利用が可能な方となっています。
- ・原則的に介添人の同行の必要はありませんが、利用者の身体状況により、お願いする場合があります。
- ・急遽利用が中止となった時は、前日までに委託事業者に連絡ください。
- ・ドライバー不足により予約をお断りする場合があります。
- ・原則として利用券の再発行は行いません。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

高齢者等市内移動支援バス ID:1000955

流山市内で送迎バスを運行している企業等の協力のもと、指定された送迎バスに空席がある場合、無料で乗車することができます。

対 象 者

送迎バスに一人で乗降できる 65 歳以上の方（ドアの開閉含む）

※利用規約に同意が必要です。

費 用：無料

手続き内容

(1)申請方法

電子申請または利用申込書に必要事項を記載し、高齢者支援課窓口等に提出の上、パスカードの交付を受けてください。

(2)提出先

高齢者支援課（窓口、郵送、FAX又は電子申請）、流山市各出張所

※FAXの場合は、あわせて送信後高齢者支援課へお電話ください。

※電話のみでの申込みはできません。

フ ロ ー 図

申請 → パスカードの発行

注 意 事 項

- ・パスカードの裏面【注意事項】をよく読んでください。
- ・到着 5 分前までに停車位置でお待ちください。
- ・バスに乗車したら、すぐにパスカードを運転者に掲示し、降車する場所（各企業の駐車場所）を伝えてください。
- ・降車する場所にバスが停車したら、降りてください。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

福祉有償運送 ID:1001097

NPOや社会福祉法人などの非営利活動法人が、自家用自動車を使用して、介護を必要とする高齢者や障害者など、一人で交通機関を利用することが困難な方を対象に、有償で外出を支

援します。

対 象 者

以下の条件全てにあてはまる方

- ・ 会員として団体に登録された方
 - ・ 他人の介助によらず移動することが困難で、一人で公共交通機関を利用することが困難な方
 - ・ 次のいずれかに該当する方
 - 身体障害者 ○ 知的障害者 ○ 精神障害者
 - 要介護認定を受けている方
 - 要支援認定を受けている方
 - 基本チェックリスト該当者
 - その他肢体不自由、内部障害、その他の障害がある方
- ※条件全てにあてはまる方の付添人も対象です。

費 用

- ・ 利用にかかる費用は、運送距離や介助の有無などによって、団体ごとに異なります。
※入会金や年会費が必要な場合があります。
- ・ 詳細は各団体へお問い合わせください。

手続き内容

(1)利用する団体へ会員登録する

【下表】流山市内で福祉有償運送を行っている事業者

活動団体	電話	住所
NPO 法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイネット	04-7153-3911	流山市 大字東深井 865-44
NPO 法人思いやりのある まちづくりの会 ふれあい	04-7159-1201	流山市 南流山 1-19-12
千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山	04-7190-5520	流山市 美原 4-1203-1
NPO 法人 市民助け合いネット	04-7153-5733	流山市 若葉台 3-131
NPO 法人 まごころネットワーク	04-7158-1672	流山市 大畔 537

(2)利用予約する ※利用前に必ず予約が必要です。

(3)乗車する・料金を支払う

※利用後、団体が指定する方法で料金を支払います。

フ ロ ー 図

利用する団体へ会員登録→利用予約→乗車する・料金を支払う

注 意 事 項

・利用方法や利用にかかる費用は、団体ごとに異なります。

※入会金や年会費が必要な場合があります。

・詳細は各団体へお問い合わせください。

問い合わせ：福祉政策課 04-7196-6605

長寿のお祝い・入浴サービス

敬老祝金 ID:1000926

節目の長寿者を祝福し、敬老祝金を支給します。

対象者

該当年齢に達する誕生月の1日を基準日とし、市内に5か月以上居住している次の年齢の方に支給します。

満88歳：10,000円・満100歳：50,000円

手続き内容

対象年齢誕生月の前月に案内を送付しますので、振込先口座を記載して返送してください。

※対象年齢誕生月末日に祝金を支給します。

注意事項：支給月にお祝いメッセージカードを郵送します。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

シルバーコミュニティ銭湯 ID:1000927

ご長寿の方のふれあい、地域コミュニティの活発化、健康増進を目的とし、毎月12日、22日は70歳以上の方は、指定公衆浴場（江戸川湯）に無料で入浴できます。

【指定公衆浴場】

所在地：江戸川湯

住所：流山市江戸川台東3-4

電話番号：04-7152-4719

営業時間：14時から22時30分まで

対象者：70歳以上

費用：無料

注意事項：年齢確認ができる運転免許証などをご提示ください。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080



認知症になっても安心して暮らすために

認知症高齢者等見守り事業（見守りシール） ID:1040065

認知症等により行方不明となった際の早期発見・保護を図るため、QRコード付きの見守りシールを交付します。

見守りシールの交付を受ける方で、希望する方は個人賠償責任保険へ加入することができます。（保険料を市が負担します。）

対象者：40歳以上の認知症の方又は認知症の疑いのある方で徘徊の恐れのある方。

※流山市認知症高齢者等見守り事業利用の申込が必要です。

費用：無料

支給内容：QRコード付きの見守りシール40枚
（耐洗ラベル30枚、蓄光シール10枚セット）を交付します。

手続き内容

【申請方法】

「流山市認知症高齢者等見守り事業利用申込書」及び「どこシル伝言板登録シート」を流山市役所介護支援課まで持参または郵送。

【登録事項の変更または利用を終了したい場合】

流山市認知症高齢者等見守り事業利用（変更・終了）届出書を提出してください。

※申請書類は流山市ホームページから取得可能なほか、流山市役所介護支援課（第2庁舎1階）や高齢者なんでも相談室でも配布しています。

フロー図

申請 → 結果通知 → 見守りシールの交付

注意事項

- ・早期発見・保護を目的とすることから、保護者1名以上のメールアドレスの登録が必要です。
- ・「どこシル伝言板登録シート」に記載した内容の内、「ニックネーム（フルネームをニックネームにはできません）」「性別」

「身体的特徴」「既往症」「保護時に注意すべきこと」についてはQRコードを読み取った方に開示されます。

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

徘徊高齢者家族支援サービス ID:1012943

徘徊高齢者を介護する家族に対し、位置情報検索装置(GPS端末等)の利用開始に必要な端末購入費や登録料等を助成します。

対象者

次の要介護者および家族の要件をすべて満たす方

【介護者】

- ・流山市の住民基本台帳に登録されており、在宅の徘徊高齢者と同居している方
- ・徘徊高齢者を常時介護する方
- ・位置情報検索装置(GPS端末等)の利用契約を締結した方

【徘徊高齢者】

- ・流山市の住民基本台帳に登録されている方
- ・認知症又は認知症の疑いにより、徘徊又は徘徊の恐れがある40歳以上の方

助成限度額

20,000円(限度額に満たない場合はその金額を助成)

【対象費用】

(1)位置情報検索装置(GPS端末等)の導入費用

- ・GPS端末本体料金(バッテリー等周辺機器含む)
- ・専用ケアシューズ
- ・GPS端末を市販の靴などに埋め込む加工料金 等

(2)位置情報検索装置の利用開始にあたり必要な以下の登録料

- ・回線開設料・位置情報登録管理料・契約事務手数料

※以下については対象外となります。

- ・月額利用料・破損や紛失等の修理、再購入に係る費用
- ・スマートフォンやタブレット型端末等の通信機能のある機器
- ・対象費用が特定できない場合等

提供限度：徘徊高齢者1人につき1回限りです。

手続き内容

【申請方法】

「交付申請書兼請求書」「位置情報検索装置の利用契約書の写し」「対象費用を支払ったことがわかる書類の写し」を流山市役所介護支援課まで持参または郵送してください。

※申請書類は流山市ホームページから取得可能なほか、流山市役所介護支援課（第2庁舎1階）でも取得できます。

フロー図

申請 → 審査（市で助成の可否を審査し、結果を通知します。） → 振込（市から助成金が振り込まれます。）

注意事項

- ・申請期限は助成対象費用の支払日から1年以内です。
※助成対象費用を支払った日が複数ある場合は最後に支払った日から1年以内

【例】令和6年4月1日にGPS端末など10,000円購入し、
令和6年6月1日にGPS端末が内蔵できる専用シューズを15,000円購入した場合
→申請期限は令和7年5月31日まで。申請金額は限度額の20,000円です。

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

認知症の方を支える家族の会(コスモスの会)ID:1000830

認知症の家族を介護している介護者（家族）を対象に、精神的負担軽減を目的に、悩みや不安を話す座談会です。

参加者は、ご家族のほか、助言者（「公益社団法人 認知症の人と家族の会 千葉県支部」世話人）や高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）や市職員です。

市では、年間4回程度開催しています。日程等の詳細はホームページをご確認ください。

家族の集いは各地域の高齢者なんでも相談室においても開催しています。（詳細はホームページをご覧ください）

対象者：認知症の方を介護されているご家族

※回によってはご本人が参加いただける場合もあります。

注 意 事 項

- ・参加人数の把握のため、事前のお申し込みにご協力いただきますようお願いいたします。
- ・風邪症状や体調の悪い方は参加をご遠慮ください。

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

SOS ネットワーク ID:1012937

流山市では、徘徊による事故を防ぐため「流山市 SOS ネットワーク」を組織し、活動・連携体制を組んで徘徊高齢者の早期発見と保護に努めています。

協力団体：包括支援センター・市内公共施設・保育所・公共交通機関等約 300 か所

配 信：流山市公式 LINE・みどりのメール
流山市公式 X への配信

手続き内容：SOS ネットワークの利用には、警察への検索願が必要です。

フ ロ ー 図

ご家族等により警察へ検索願提出 → 警察による情報提供 → 流山市 → SOS ネットワーク協力団体へ情報発信
--

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

大切な暮らしを守るために

流山市成年後見推進センター ID:1031489

成年後見制度などについての質問をお受けして、必要に応じた制度のご説明や、専門の相談先をご案内します。

法律や福祉、その他の関係機関と協力体制(ネットワーク)を築く活動や、成年後見制度をはじめとする高齢者や障害者の権利を守るための制度を、多くの人に知っていただけるように広報・啓発活動を行います。



対 象 者

- (1)市内在住のご高齢の方、障害をお持ちの方
- (2)(1)の方のご家族の方
- (3)(1)の方が入院または入所している医療機関の方または介護施設の方

問い合わせ：流山市成年後見推進センター 04-7157-1275

成年後見人等報酬助成 ID:1040953

成年後見制度を利用している方のうち、成年後見人等への報酬を支払うことが困難な方に、報酬費用の一部又は全部を助成します。

対 象 者

以下の条件全てにあてはまること

- (1)次のいずれかに該当する
 - ・生活保護受給者である
 - ・報酬を付与する旨の審判のあった日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にある場合は、前年度）の市区町村民税の均等割が課されていない、又は免除されている者であって預貯金の額の合計額が100万円未満であること

(2) 次のいずれかに該当すること

- ・ 流山市が保険者である介護保険の被保険者であること
- ・ 流山市が援護の実施機関である障害者であること
- ・ アイに定めるものの他、流山市の住民基本台帳に登録され、かつ介護保険の保険者又は援護の実施機関がないこと
- ・ 市内に存する社会福祉施設に入所したことにより流山市に転入し、本市以外の者が援護の実施機関等である高齢者等であって、成年後見制度に関する支援の状況を勘案し市長が特に必要と認めた場合
- ・ 市外に存する社会福祉施設（生活ホームおよびふれあいホームに限る）に入所したことにより市外に転出し、流山市が援護の実施機関等でない高齢者等であって、成年後見制度に関する支援の状況を勘案し市長が特に必要と認めた場合

(3) 報酬に対する他の補助金等の交付を受けていないこと

(4) 成年後見人等が親族ではないこと

申 請 者

本人又はその成年後見人、保佐人、補助人

※保佐人および補助人は、代理権を付与されたものに限る。

【申請期限】

報酬を付与する旨の審判があった日から1年以内にご申請ください。

対 象 費 用

家庭裁判所が決定した成年後見人等の報酬の額

【助成上限額】

ア：成年被後見人等が在宅で生活している場合又はこれと同等であると市長が認めた場合月額28,000円

イ：成年被後見人等が施設に入居し、若しくは入所し、または長期の入院をしている場合月額18,000円

※アに規定する状況である時期とイに規定する状況である時期が同じ月に混在する場合において、アに規定する状況である期間が1日以上ある月は、その

月の上限額を 28,000 円とする。

手続き内容

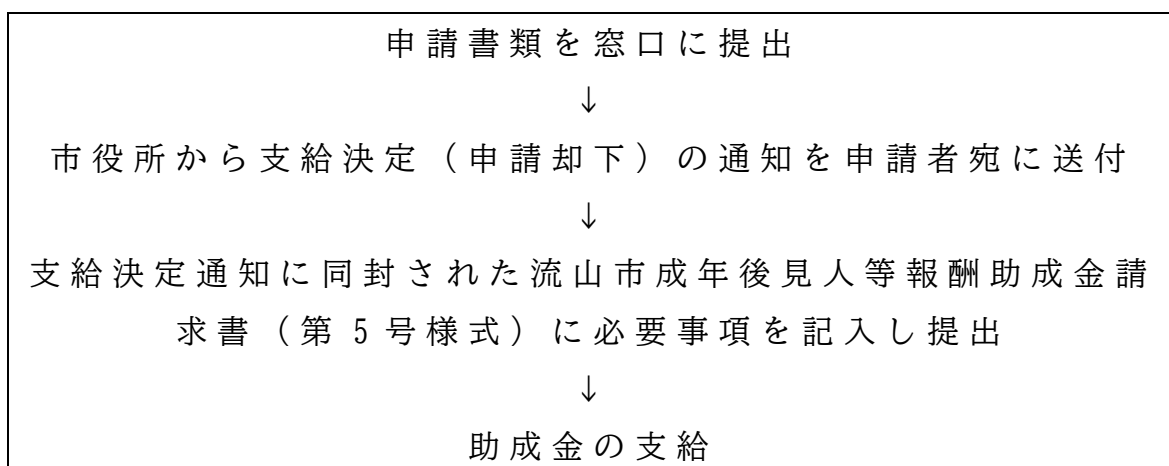
以下の書類を高齢者支援課に提出してください。

- (1)流山市成年後見人等報酬助成金支給申請書（第 3 号様式）
- (2)流山市成年後見人等報酬助成 提出書類チェックシート
- (3)家庭裁判所からの報酬付与審判書の写し
- (4)登記事項証明書の写し
- (5)報酬付与申立事情説明書の写し
- (6)後見等事務報告書の写し
- (7)財産目録の写し
- (8)預貯金通帳の写し等申請時点での預貯金額が確認できる書類（生活保護を受給している方以外）
- (9)条件 2 の要件を満たすことが確認できる書類※
（介護保険被保険者証の写し、障害者手帳の写し等）
- (10)いずれかを提出※

生活保護受給者証の写し等、非課税証明書

※(9)(10)については(1)の申請書の裏面において、市が保有する公簿等により確認することに同意いただいた場合は省略可。

フロー図



問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

無理なくできる地域のお手伝い

福祉有償運送ドライバー ID:1001097



高齢者や障害者など、一人で交通機関を利用することが困難な方のために、車を運転して有償で外出を支援するサービス（有償ボランティア）です。

ドライバーは車の運転だけでなく、利用者の乗降時の介助も行います。

対象者

(1)～(2)いずれかに該当する方

(1)二種免許をお持ちの方

(2)一種免許をお持ちの方で、認定講習（福祉有償運送運転者講習）を修了した方

※福祉自動車以外を運転する場合は、上記に加えて認定講習（セダン等運転者講習）を修了した方もしくは介助の資格をお持ちの方

※介護福祉士などの資格をお持ちの方は、一部講習が免除となる場合があります。

手続き内容

(1)運転に必要な講習を受講する（または資格を取得する）

(2)利用する団体へ会員登録する

【下表】流山市内で福祉有償運送を行っている事業者

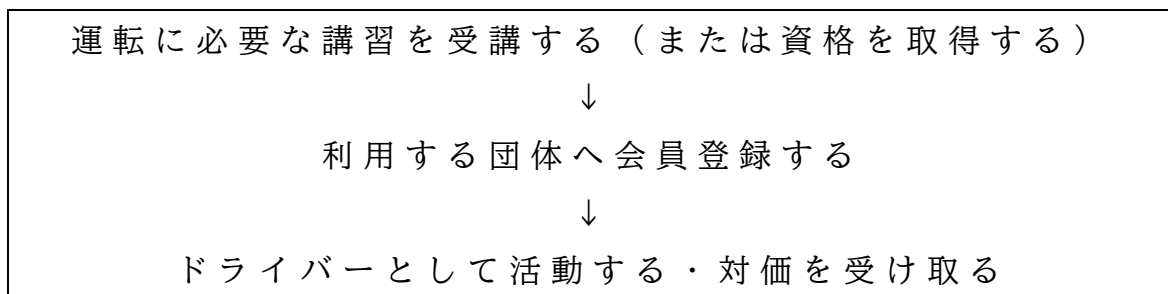
活動団体	電話	住所
NPO 法人さわやか福祉の会 流山ユー・アイネット	04-7153-3911	流山市 大字東深井 865-44
NPO 法人思いやりのある まちづくりの会 ふれあい	04-7159-1201	流山市 南流山 1-19-12
千葉県高齢者生活協同組合 花いちりん流山	04-7190-5520	流山市 美原 4-1203-1

NPO 法人 市民助け合いネット	04-7153-5733	流山市 若葉台 3-131
NPO 法人 まごころネットワーク	04-7158-1672	流山市 大畔 537

(3)ドライバーとして活動する

活動後、団体が指定する方法で対価を受け取ります。

フ ロー 図



注 意 事 項

- ・ 運送には、ドライバー自身（またはそのご家族）が所有している自家用車を使用します。
- ・ 詳細は各団体へお問い合わせください。

問い合わせ：福祉政策課 04-7196-6605

認知症について学び、一人一人が出来る範囲で認知症の方と一緒に応援しませんか？

認知症サポーター養成講座 ID:1000831

「認知症サポーター」とは、認知症を正しく理解し、認知症の方とご家族を温かく見守る応援者のことです。

市内 5 か所にある高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）が年 1 回開催する講座と、自治会など地域の団体からの依頼を受けて開催する出前講座があります。

対 象 者：流山市在住・在学・在勤の方

そ の 他：詳細はホームページをご確認ください。

問い合わせ：介護支援課 04-7150-6531

民生委員・児童委員 ID:1048658

民生委員・児童委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から

委嘱される非常勤の公務員で、生活や福祉全般に関する相談・援助を行い、社会福祉の増進に努めている方々で児童福祉法に基づき「児童委員」も兼ねており、中学校区毎に分かれ活動をしています。

現在欠員が生じている地区があり、民生委員・児童委員となり活躍したいと思っている方を探しています。

【民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動内容】

(1)会議・研修等への参加

(2)地区社会福祉協議会への協力

(3)個別支援・実態把握活動・報告業務・記録業務

市から提供される高齢者世帯名簿により対象世帯の把握に努め、相談・支援・見守りを行い、活動記録を作成します。

(4)市社会福祉協議会が実施している事業への協力

心配ごと相談の相談員・周知活動や募金活動への協力等

(5)市役所が実施している事業への協力

救急情報セットの配布協力等

条件：流山市内に居住している 78 歳未満の者

報酬：無報酬

※ただし通信費や交通費等として年間 120,400 円の活動費の支給があります。

手続き内容：地域福祉の増進や社会貢献にご興味のある方は、社会福祉課社会係へご連絡ください。

問い合わせ：社会福祉課 04-7150-6079

働きたい気持ちをサポート

シルバー人材センター

高齢者による会員制就業システムで、地域ごとに法律で認められた公益社団法人です。

定年退職者などの高齢者に「臨時的、短期的、軽易な仕事」を提供しています。

所在地：流山市東初石 3-103-18

受付時間：8時30分から17時まで（土日祝日休み）

その他：月2回入会登録説明会を開催しています。

詳細は公益社団法人流山市シルバー人材センターに直接お問い合わせください。

問い合わせ

公益社団法人流山市シルバー人材センター 04-7155-3669

ジョブサポート流山（地域職業相談室） ID:1004348

ハローワーク松戸との協力により、求人自己検索システムによる求人情報の提供、職業相談、及び紹介を行っています。

対象者：流山市近郊での就職を希望する方

費用：無料

注意事項

- ・雇用保険、職業訓練の手続きはできません。
- ・障害のある方や外国籍の方向けの支援は、ハローワーク松戸の専門援助窓口にて専門性の高い支援を行っていますので、そちらをご利用ください。
- ・専用駐車場はございません。

公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ：商工振興課 04-7150-6085

その他

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）

ID:1000907

保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が連携して、地域で暮らす高齢の方々を、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支援します。



「どこに相談したらいいかわからない」といったお悩みも、まずはご相談ください。

一緒に考え、内容に応じて、適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

相談室の名称等	電話	学区
北部高齢者なんでも相談室 住所：江戸川台東2丁目19番地	04-7155-5366	東深井小学校区・江戸川台小学校区
北部西高齢者なんでも相談室 住所：大字中野久木421番地 特別養護老人ホーム花のいろ内	04-7197-1378	西深井小学校区・新川小学校区
中部高齢者なんでも相談室 住所：下花輪409番地の6 東葛病院附属診療所内	04-7150-2953	常盤松中学校区・西初石中学校区・おおぐろの森中学校区・おおたかの森中学校（一部）区
東部高齢者なんでも相談室 住所：野々下2丁目488番地の5 特別養護老人ホームあざみ苑内	04-7148-5665	東部中学校区・八木中学校区・おおたかの森中学校（一部）区
南部高齢者なんでも相談室 住所：平和台2丁目1番地の2 流山市ケアセンター2階	04-7159-9981	南部中学校区・南流山中学校区・おおたかの森中学校（一部）区



生鮮品や加工食品、日用品など約 650 品目を積載した車が、商業施設から離れた地域や高齢者が多い地域など、買い物の支援が必要な地域を巡回します。

注 意 事 項

スケジュールはホームページまたは高齢者支援課窓口にてご確認ください。

天候等により、運航スケジュールが変更になる場合があります。

また、積載量に限りがあるため、品切れの際はご容赦ください。

問い合わせ：高齢者支援課 04-7150-6080

救急情報カード・救急情報セット・救助笛 ID:1020652

救急情報カード・救急情報セット・救助笛の配布

※救急情報セットとは、救急情報カードを冷蔵庫などに保存しておく筒状の容器です。

対 象 者

【救急情報カード】どなたでも

【救急情報セット・救助笛】

高齢者のみ世帯（一人暮らしを含む）

障害者手帳をお持ちの方、要介護認定を受けた方

費 用：無料

提 供 限 度

救急情報カード：なし

救急情報セット：各世帯 1 つまで

救助笛：1 人 1 つまで

手 続 き 内 容

【救急情報カード】

市ホームページからダウンロード又は福祉政策課窓口及び

各出張所にて配布

【救急情報セット・救助笛】

救急情報セット・救助笛配布申請書を福祉政策課又は各出張所に提出

そ の 他

- ・救急情報カードには、緊急連絡先、医療機関・お薬、災害時の配慮事項等の情報を記入することができます。
- ・救急隊員や地域の支援者がその情報を確認して、素早い救命活動・安否確認につなげます。

【個別避難計画のご案内】

災害時、特に支援が必要な方は、救急情報カードに生活支援シート①②③を加えた「個別避難計画」の作成も推奨しています。

身体状況や生活状況などのほか、特に支援や配慮を必要とする事項についても記載します。

注 意 事 項

- ・病状や普段飲んでいる薬、緊急時の連絡先が変わった場合など、大事な情報は定期的に更新してください。
- ・自宅で保存する際はお薬手帳のコピーを備えてください。

問い合わせ：福祉政策課 04-7196-6605

電話番号一覧

予防できる病気への備え

高齢者のインフルエンザ予防接種	2
高齢者の新型コロナウイルス感染症予防接種	2
高齢者の帯状疱疹予防接種	3
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	4
問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331	

体の変化を早く気づくために

各種がん検診	6
後期高齢者健康診査	7
流山市国民健康保険特定健康診査	8
その他検診	9
問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331	

75歳以上の方へ

あんま、マッサージ等施設利用の助成	11
人間ドック等の利用に対する助成	12
問い合わせ先：保険年金課 04-7150-6077	

いつまでも元気に暮らすために

流山市ヘルスアップ教室	15
問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331	
ながいき 100歳体操	16
かみかみ 100歳体操	16
しゃきしゃき 100歳体操	17
流山みんなのフレイル予防教室	17
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	

いつまでも元気に暮らすために

通所型サービス・活動 C	18
問い合わせ先：介護支援課 04-7150-6531	
ちょい通サービス（通所型サービス・活動 B）	20
問い合わせ先：※各サービス提供団体に問い合わせください ・ウェーブリング倶楽部 電話番号：なし ・流山市東部地区「ちょい困つなぐ会」04-7144-8272 ・ゆったり太極拳 04-7152-8274 ・健康体操 04-7155-4322 ・青田健康マージャンクラブ 04-7152-1686	
ちょい困サービス（訪問型サービス・活動 B）	20
ちょい困サービス+（訪問型サービス・活動 D）	21
問い合わせ先 流山市東部地区「ちょい困つなぐ会」04-7144-8272	
介護支援サポーター事業	21
問い合わせ先 流山市介護支援サポーター事業管理機関 流山市社会福祉協議会ボランティアセンター 04-7159-4939	

日々を楽しむために

老人クラブ（さわやかクラブ流山）	24
問い合わせ先 さわやかクラブ流山（流山市老人クラブ連合会）事務局 04-7158-8181	
千葉県生涯大学校	24
問い合わせ先：千葉県生涯大学校事務局 043-266-4705	
流山市ゆうゆう大学	24
問い合わせ先：公民館 04-7158-3462	
高齢者福祉センター森の倶楽部	25
問い合わせ先：高齢者福祉センター森の倶楽部 04-7152-2373	

日々を楽しむために

敬老バス（さつき号）貸出事業	26
高齢者ふれあいの家	27
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	

自宅での暮らしをサポート

訪問歯科	29
問い合わせ先：健康増進課 04-7154-0331	
高齢者給食サービス事業	29
訪問理美容サービス	30
寝具乾燥サービス	31
難聴高齢者補聴器購入費用助成	32
住宅改造費助成制度	34
緊急通報装置（消防署対応方式）	36
緊急通報装置（民間事業者対応方式）	37
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	
高齢者等ごみ出し支援事業	39
流山市指定ごみ袋紙おむつ使用世帯支援事業	41
問い合わせ先：クリーンセンター04-7157-7411	
家族介護慰労金の支給	42
家族介護用品の支給	43
問い合わせ先：介護支援課 04-7150-6531	

おでかけサポート

流山市高齢者免許返納一時金制度	46
流山ぐりーんバス高齢者割引制度	47
問い合わせ先：まちづくり推進課 04-7150-6090	
流山市高齢者外出支援サービス	48
高齢者等市内移動支援バス	50
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	

おでかけサポート

福祉有償運送	50
問い合わせ先：福祉政策課 04-7196-6605	

長寿のお祝い・入浴サービス

敬老祝金	53
シルバーコミュニティ銭湯	53
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	

認知症になっても安心して暮らすために

認知症高齢者等見守り事業（見守りシール）	54
徘徊高齢者家族支援サービス	55
認知症の方を支える家族の会（コスモスの会）	56
問い合わせ先：介護支援課 04-7150-6531	
SOS ネットワーク	57
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	

大切な暮らしを守るために

流山市成年後見推進センター	58
問い合わせ先：流山市成年後見推進センター 04-7157-1275	
成年後見人等報酬助成	58
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	

無理なくできる地域のお手伝い

福祉有償運送ドライバー	61
問い合わせ先：福祉政策課 04-7196-6605	
認知症サポーター養成講座	62
問い合わせ先：介護支援課 04-7150-6531	
民生委員・児童委員	63
問い合わせ先：社会福祉課 04-7150-6079	

働きたい気持ちをサポート

シルバー人材センター	64
問い合わせ先 公益社団法人流山市シルバー人材センター 04-7155-3669	
ジョブサポート流山（地域職業相談室）	64
問い合わせ先：商工振興課 04-7150-6085	

その他

高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）	65
移動スーパー	66
問い合わせ先：高齢者支援課 04-7150-6080	
救急情報カード・救急情報セット・救助笛	66
問い合わせ先：福祉政策課 04-7196-6605	

流山市高齢者向け
保健・福祉サービスガイドブック
—令和8年度—

令和8年4月

企画・編集 流山市
健康福祉部 高齢者支援課、健康増進課、
介護支援課、福祉政策課、社会福祉課
市民生活部 保険年金課
環境部 クリーンセンター
経済振興部 商工振興課
生涯学習部 公民館
まちづくり推進部 まちづくり推進課

住所 〒270-0192 千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
電話 04-7158-1111（代表）